

招集期日 平成24年3月5日(月曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 3月5日(月曜日)午前 9時30分

延 会 3月5日(月曜日)午後 4時26分

出席委員	委員長	友山 信夫	副委員長	横田 淳一
	委員	石田 芳夫	委員	金澤 秀信
	委員	関谷 真奈美	委員	塩屋 和雄
	委員	駒井 勲		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	環境経済部長	建設部長
	区画整理部長	水道部長
	関係職員	

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例4件、一般議案1件、当初予算7件の計12件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日と明日6日の2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査日程は、本日と明日6日の2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第3号から第6号までの条例の審査、議案第11号の一般議案の審査、議案第23号の一般会計予算のうち所管のもの、議案第27号から第31号までの各特別会計予算、議案第32号の水道事業会計予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

次に、議案第23号一般会計予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

ここで、執行部の方に申し上げます。予算審査に当たり、平成24年度予算の説明に際しましては、経常経費を省略し、特に説明を必要とするものだけにとどめ、簡潔明瞭にお願いします。また、歳入歳出それぞれ説明し、科目名とページ数をはっきりと発言してから行ってください。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第3号 入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

委員長 初めに、議案第3号 入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 議案第3号の提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、本議会で提案理由及び総括質疑で説明したとおり、現行の条例は工業専用地域内を対象として産業廃棄物処理施設の設置等を行おうとする事業者に対して、計画内容の事前公開、事業者と関係住民との間における紛争予防や調整などにより、周辺に配慮した施設が設置されることを目的に平成16年6月29日に制定し、同年8月1日に施行されたものであります。同条例により、狭山台土地区画整理事業地内の工業専用地域における産業廃棄物処理施設の過度の集中立地に対しては、一定の抑制の役割を果たしてまいりました。しかしながら、工業専用地域以外の市街化調整区域において既存の産業廃棄物処理施設が4施設立地しており、その施設を利用して新たに産業廃棄物処理業を行う場合や既存施設の拡大等の変更が行われる場合は、現行の条例が適用されない状態になっております。このような状況を踏まえまして、条例第3条の対象地域を市内全域に拡大し、あわせて条例第2条における処理施設の設置等の定義をより明確に改正するものでございます。

なお、この条例は、平成24年6月1日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 確認だけしておきたいのですが、産廃の処理施設の設置できる場所というのは、工業専用と調整区域というところに限られているのですか。ほかにもありますか。

環境経済部長 今回の現行の法律上は工業専用地域が基本的に認められる地域でございしますが、調整区域の中である一定の要件を満たしているところまたは今現在使っている施設の拡大、こういうようなところには認められる可能性があります。基本的にはご質疑者のおっしゃるとおりでございますけれども、基本的な現行の都市計画法上では用途変更を伴う調整区域の新たな

進出はできないことになっています。そういうことでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第3号 入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第4号 入間市土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第4号 入間市土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部からの説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 議案第4号の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、ちょっと長いのですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これ一括法と言われているのですけれども、この法律に基づきまして土地改良法の一部が改正されたことに伴い、条例中の引用条項を改め、条文の整備を行ったものでございます。

以上で提案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第4号 入間市土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部長 議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案の理由の説明を申し上げます。

今回改正する点は3点ございます。まず、1点目は、入居者の資格要件に市税の滞納のない者を追加するものです。2点目は、暴力団員の不法行為等の排除及び入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員でない者を入居者の資格要件等に追加するものです。3点目は、入居者にかかわるさまざまな問題の早期解決を図るため、「保証人」を「連帯保証人」に改めるものです。

以上、提案の理由の説明とさせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 お伺いいたします。

市営住宅を希望する方は、同時に県営住宅にも相談としては一緒にお伺いすることがあるかと思いますが、県営住宅のほうはもう既に税滞納者、県税でしょうか、県税滞納者は資格がないということかと思いますが、今まで県営は税が滞納していたらだめですよ、市営は税を滞納していても大丈夫ですよとは、そういう説明はしないと思うのですが、こういったことで応募者の中で、この整合性はどうかのだといったことを今まで市民

からお問い合わせあったことあるでしょうか。

営繕課長 この件につきましては、特に希望者というか、入居の申請者ですか、その辺から言われているようなことはございません。ただ、さっき関谷委員さんがおっしゃられましたように、県営住宅ともダブってというのですか、重複して申し込みをされる方が多いものですから、その辺は認識はしていると思います。市税の滞納がないということを確認はしているようでございます。

関谷委員 それでは、もう一点お伺いします。これは新たに応募する人の条件として3つが加えられますけれども、現入居者、既に入っている方には適用されないということかと思えますけれども、その現入居者と新たに入ってくる人の整合性、市税を滞納しているかとか連帯保証人がいるかどうかは見た目ではわからないから、整合性について聞かれることはないと思うのですが、この整合性について市民から今後お尋ねがあったときはどんなふうに返答される予定でしょうか。

営繕課長 暴力団につきましては、確かに入居者の中にはちょっと荒い言動をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、かといってその人が暴力団という決めつけとか、あるいはそういった想定で話ができるものではございませんので、調べるようなことはしませんということで。そういうことです。

委員長 いいですか。大丈夫ですか。伊藤課長、もう一回。

営繕課長 今、その後、要するにトラブル的なことがあったり、そういったことで条例にもありますけれども、保管義務ですとか、迷惑行為の禁止とか、いろいろがあるのですが、それに結びつくようなことがもし発生した場合、それは警察のほうに確認をするということに、それができるようになってはおります。ただ、言動だけでというようなことは考えておりません。

関谷委員 では、これから新たに入る人のことに絞ってちょっとお伺いします。市税滞納者とか連帯保証人がいるかというのは、これすぐにわかると思えますけれども、この暴力団員でない者はどのように調べるのでしょうか。

営繕課長 この条例が可決され、認めていただきますと、第57条で意見聴取ができるということになっておりますので、埼玉県警のほうと協定を結びます。その協定で、事案が何か発生した場合は県警のほうに問い合わせをするということになります。

関谷委員 済みません。再度確認します。そうすると、市営住宅に応募してきた人がいたら、必ずその人全員を県警に問い合わせるということでしょうか。

営繕課長 この入居資格には確かにあるのですが、その次の段階で、登録された後、今度は入居の手続というのが入ってきます。これ入間市は空き家募集というよりも、空き家がなかなか出ないものですから、定期募集で登録募集なのです。ですから、この団地にだれ、何人かと順番

をつけたポイントがありまして、それで登録制になっています。登録の順番が来た段階で調べられるようになります。

以上です。

石田委員 最初に、市税滞納者を入居資格で制限するという話なので、これ何世帯ぐらいあるのですか、市税滞納者。入間市内で。

営繕課長 市税の滞納ですか。

石田委員 はい、そうです。市税の滞納。

営繕課長 私どもちょっと把握はしていないのですが。

委員長 ちょっと大きい声で言ってください。

営繕課長 済みません。把握はしておりません。

建設部次長 ご質疑にお答えします。

今の市税の滞納ということになりますと、個人情報でございます。我々の住宅サイド、建設サイドのほうで、市内の滞納者が今現在何人かというところまでは確認をしておりません。また、今まではその入居申し込みをする段階においても、一応滞納者かどうかということをお聞きすることもこれできませんので、個人情報ですので、やっておりません。

石田委員 入居者の資格要件に市税滞納者でない者を追加するわけですから、これはどういうふうにチェックするのですか。どこの段階で、どのような形でチェックするのですか。

営繕課長 これで条例が可決されますと、収税課のほうに確認書という形で、これは基本は申込者が納税証明を出していただくのが基本なのですが、それのかわりに同意書を出していただければ市のほうで収税課のほうに確認書ということで、滞納があるかないか、完納しているか、あるいは非課税かとか、その辺の確認をさせていただきます。

石田委員 滞納であるかないかというのは、その市税を納める時期ありますね。それを過ぎたものが滞納になるわけですね。考えとしては、そういうことで間違いないですね。

営繕課長 あくまでも納期限を過ぎたものが滞納というふうにとらえております。

石田委員 少なくとも膨大な数いますよね、その人たちというのは。それ全然把握していないのですか。例えば私ちょっと聞いたのですけれども、普通督促状の発行というのはやりますよね。納付期限を過ぎて20日過ぎると、これ納めていないということで督促状出しますよね。この人たちは、もう当然滞納者になってくるわけですね。だから、そうするとその数だけで年間大体5万1,823件と聞いたのです。膨大な、1人の人に2回行っているかもしれないのです、滞納ですから。だから、そういう状況がありながら、その人たちが逆に何世帯かわかりませんが、今度は市営住宅に入りたいというと、入居資格の問題から希望する者は排除されてしまうということになるわけですね。それ間違いないですね。

建設部次長 先ほどちょっと勘違いしまして、滞納者の数、これはもう個人情報ではございませんの

で。ただ、私どものほうでその滞納者の数に関して、今現在調べておりませんので。ただ、私も収税のほうをやっておりますので、相当数滞納者がいることは間違いございません。ただ、督促に関しましては、単にお忘れになっている方もおられます。そういう方はその督促の発送に基づきまして累積滞納者でない方は大体納めていただけますし、またその段階で納めていない方についても催告書を年間何回も出していますけれども、その段階で納めていただいて、結局年度を過ぎた段階では完納になるということもございます。ですから、すべてがすべてその入居資格の申し込みをするときに未納かどうかということになりますと、当然その条件に滞納でないことということであってございますので、当然納めていただけるものと思っております。よろしいでしょうか、そういうことで。

石田委員 ですから、例えばたまたま市営住宅募集して入居の時期が8月と9月になった場合に、その時点でもって滞納していないということで、そこが証明できないとだめなわけですよね。そうなってくると対象というのが、私さっき言ったように、とにかく年間督促状、これはだれしも税金できるだけきちっと納めようとしているのだと思うのです。ただ、その家の都合によってちょっと1カ月おくれてしまったとか、2カ月おくれてしまったとか、そういうのあり得ることなのです。だから、非常に数多くの督促状が出されているのです。だから、そういった状況を見捨てるような形のものになっていくのではないかなと思いますけれども、どうですか。

建設部次長 先ほど委員さんおっしゃるように、督促は多いです。ただ、市営住宅の申し込みには制限がございまして、これ市営住宅の目的が低額所得者世帯、この住宅に困っている方、このための目的でございまして、全部が全部対象になるということではないと考えておりますし、またその段階で単にお忘れになっている方については確認書の段階でわかるわけですから、その段階で単にお忘れであれば、納めていただければ入居の申し込みはできるということになるかと思います。

以上です。

石田委員 少なくとも市税滞納者でない者を条件に加えるということになれば、どこかで線を引かなくては行けないと。それがやっぱり納付期限だと思うのです。そういった点からすると、ではその申し込みのときに実際納付期限過ぎて、例えば1カ月、2カ月過ぎてしまってまだ納められないのが分割で残っていたとかいった場合には、これ対象から外されてしまうわけでしょう。違うのですか。

建設部次長 入居資格の申し込みの段階で納めていただけていないのであれば、それは対象にはならないということになります。

石田委員 当然これ以上の、例えばせつかく分割納付で書類でもって手続しながら、それでその後分割で例えば何カ月になるのか、あるいは何年かわかりませんが、たまった税金を納め

ている人たちも対象から外されてしまうということでもいいですね。

建設部次長 そのとおりでございます。

石田委員 あと次に、暴力団員の排除の関係でもうちょっと正確に知りたいのですけれども、暴力団員の認定というのはどこでやっているのですか。

営繕課長 認定という言葉が正しいかちょっとわからないのですが、埼玉県警の捜査4課のほうで担当になっていきますので、そこと協定を結ぶということで、調べてください、調べますよというような協定を結ぶということで、これは県も他市町村もすべてそのような形になっております。

石田委員 例えば暴力団事務所に入入りしているとかいうので、まだその認定されていないという人も当然いるのではないかと思うので、途中の段階か、あるいはそこで終わってしまうのかもしれないのですけれども、その辺の境というのはどういうふうに、あくまで暴力団員ということで警察のほうで認定した人だけということになるのでしょうか。

営繕課長 暴力団の法律がありまして、そこにこういう者というふうなの載ってまして、それをもとに県警のほうでリストアップといいますか、されますので、ただ単に入入りしただけとか、その辺については私どもはちょっと把握はしていないのですが、恐らくはないと思います。リストには入っていないのではないのかなというふうに思います、出入りだけですか。

石田委員 そうしますと、そういう人たちの場合は市営住宅に入れるという、資格はあるというふうに考えてよろしいわけですね。

営繕課長 資格はあるというか、調べていただく段階でもしそのリストになればあるということになってしまいますので、県警のほうで暴力団員か否かという線引きがあると思いますので、そこに入っていないければ入居資格はあるということです。

石田委員 そうしますと、例えば入間市民の中で何人ぐらいこの登録されている人というのはいるのですか、暴力団員ということで。

営繕課長 これは全くわかりません、ちょっと申しわけございませんが。

石田委員 人数ぐらいわからないのですか。私も前にちょっと相談受けて、ある人がやっぱりちょっとおどされていたのがあって、暴力団員かどうか警察にちょっと確認して、そうだという話も確認したことがあるのですけれども、人数ぐらいはわかるのではないのですか。

建設部次長 まことに申しわけないのですけれども、警察のほうに今現在入間市に暴力団員が何人いるのかということまでは聞いておりません。申しわけないです。

石田委員 では、後で結構ですから、ちょっと教えていただけますか。議会終わってからでも結構ですから。

あと、保証人と連帯保証人の変更の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、今例え

ばこれどちらでも、今でもいいわけですよ。連帯保証人を2人確保してもいいわけですよ。そういった実態の中で現在の市営住宅の入居者の中で、連帯保証人でこういった形で入居しているという人は何人かおられますか。

営繕課長 現在入居されている方で、連帯保証人として選任されている世帯の方はいらっしゃいません。

石田委員 個人的に自分の場合を考えても、なかなか連帯保証人2人というのは結構大変だと思うのですがけれども、市営住宅に入居する人たちの中で少なくともスムーズに入居希望者の中で連帯保証人が2人確保できるというふうを考えておられるのですか。

営繕課長 基本的には連帯保証人を確保していただきたいとももちろん考えているのですが、入居を希望される方のさまざまな事情とか状況あると思いますが、必ずしも全員が2人ですか、見つけるというのは難しい方もいらっしゃるのかなとはちょっと想定はしています。それも何人かだとは思いますが、数がそれが極端に多いとか少ないとかというその点まではあれなのですが、中にはいらっしゃるのかなというふうな認識はしています。

石田委員 実際にはかなり困難な人が多いのかなという感じがするのです。実際生活がかなり苦しくなって、そうした中で市営住宅の入居を希望されるのだと思うのです。そういう人たちに連帯保証人を2人確保しろというのかなり酷な話ではないかと思えますけれども、そういった形の中で実質確保できないような状況も出てくることが想定されるとなると、そうした場合にどういう対応をしていくのですか。

営繕課長 先ほどもちょっと申しましたが、その方の状況といえますか、事情、その辺を十分に確認をして、相談をして、それがやむを得ない事情であれば、その辺の判断がその事案ごと、その人ごとちょっと状況ももちろん違いますので、これだからこうというのはなかなか難しいのですが、特別な事情ということで認めてもよろしいのではないのかなというような判断があるわけです。それが2人が1人になったりというふうには、やむを得ないのかなというふうに考えています。

建設部次長 今ちょっと補足をさせていただきますけれども、条例の第11条、これ総括のほうでも質疑ございまして、部長のほうで答えをさせていただいておりますけれども、条例第11条の第1項第1号のほうの規定で、特別な事情がある場合については連署を要しないということでお答えをさせていただいております。ですから、その辺で相手方のほうの状況、こちらのほうもよくお伺いしながらしていかなければいけないのではないかとということで私どものほうも思っておりますし、また今保証会社等もございまして、これよその市町村がどの程度やっているかという実際つかんでおりませんが、この辺も対応できないのかなということで、今民間住宅に関してはそういう形でもやっておりますので、その辺も考えていきたいと思っております。

石田委員 その特別な事情だけどうなのか、もうちょっと具体的に、こういう場合は特別な事情なのだよという具体的な例をちょっと示していただけませんか。

営繕課長 あくまでもさまざまな事情がございますので、これだからオーケーという、よろしいというのはなかなか難しいのですが、例えば親族がいない、あるいは親族がいても例えば北海道とか沖縄とか遠いところ、遠隔地にいてなかなか頼めない方、あるいは高齢者の方で入間市に転入してまだ5年とか3年とかで、例えばですけれども、知人等もなかなかいないとか、いろいろなケース、ケースであると思うのですが、その辺もやむを得ないかなとかいうふうには考えているのですが、ただその事案がどういう状況なのか、同じ事案、その状況でもさらに細かく確認しますとまた違ってきますので、今これはこうだというふうにはなかなか言えないのですが、今のようなことは十分特別な事情というふうなことで考慮をせざるを得ないかなというふうには考えております。

石田委員 最後になりますけれども、そういう特別な事情であるという判断はどこの機関でだれがやるのでしょうか。

建設部長 お答え申し上げます。

基本的には状況を担当が把握して、あとは決裁という形で、最終的には市長が認めるというような形になります。

以上です。

塩屋委員 保証人の関係でお聞きしたいのですが、今回表現を、「保証人」を「連帯保証人」に変更するということは、逆に言えば現在の表現では事案として十分対応ができないようなことがあったので、連帯保証人という表現になっていけばこういうことはなかったのにとかいうのを防ぐとかいう意味合いがあると思うのですが、これは入間市の事例だけではなく、よその市外のことでも何かそういった事例について、何で保証人を連帯保証人にかえるのかその具体的な、かえればこういうときにこういうような対応ができるのだと、あるいはできたのだという、そういったことについてちょっと説明お願いしたいのですが。

営繕課長 連帯保証人に限らず、保証人さんに、連帯保証人に今回お願いするのですが、さまざまなことをいろいろご協力していただくのですが、特にあるのは使用料の滞納で、徴収のところ保証人さんに納付指導をお願いしますと、入居者に払うように指導してください、保証人さんにちょっとかわりに何とかしていただけませんかとか、そういったことをお願いした事例がございます。そのほとんどがちょっとまず本人に、あるいは本人の家族にとか、そういうことで応じていただけないというのが現実で、ほとんどでございまして、それを連帯保証人としていただいて、そこら辺のところを入居者と同じレベルでやっていただきたいというふうなものもございます。

金澤委員 まず、ちょっと順序が逆になるのですが、今話されていた連帯保証人について先に確認さ

せていただきたいと思います。今、石田委員に塩屋委員も質疑されていましたが、連帯保証人になった場合に、ちょっと過去のケース振り返ってみたいのですけれども、過去数年前にもやっぱり使用料の高額長期滞納ということで裁判まで起きていたと思うのですが、そのような場合、保証人に対する請求という対処、まずそのときに当時どうであったのか、まず確認させていただきたいと思います。

営繕課長 資料はあるのですが、ちょっとたしか記憶では保証人さんに請求はしていないと思います。

〔何事か言う人あり〕

委員長 営繕課長、もう一回正確に。

営繕課長 訴訟前にももちろん保証人さんには、同じように納付指導なり、請求なりとか、その辺はしましたが、していただけない、結果的に訴訟になって、それ以降は多分ないと認識しております。

金澤委員 税の公平性という観点からも、やはりまずは滞納が以前の過去の事例のように数年にわたって100万円でしたっけ、50万円、100万円のかんりの高額、市営住宅の低額の家賃でありながらそこまでなってしまったという事実に対して、執行部の方で反省という言い方は大変失礼な言い方なのですけれども、今後のまず滞納自体を、それでそこにかないような対処をお願いしたいということと同時に、連帯保証人については、私はある部分やむを得ないとは思っているのですが、実際近隣、埼玉県内でも大半が連帯保証人制度への移行を検討または既にされているということでやむを得ないとは思っているのですが、その中で公明党入間市議団としても総括質疑で触れさせていただきましたが、第11条で特別な例外ケースを認めますよと。こういうご時世、今現代の情勢になっていろいろと本当に縁も薄れてきていますので、連帯保証人というやはりかなりの重圧になるのではないかなということだと思います。今、次長のほうからも民間の保証会社についても検討していただけるという話もしていただきました。具体的にそれについては、まず民間保証会社いつ、どのように検討されるのですか。というのは、この市営住宅については、これはこの議案についてはもうことしの4月1日からすぐ施行ですよ。申し込み自体が9月ということでもう半年ぐらいあるということだと思いますが、その間に十分な検討ができるのかどうか、その点確認したいと思います。

建設部次長 先ほど申しました民間の保証の関係ですけれども、実際問題としてその民間会社が連帯保証までしていただけるかどうか。例えば退去時あるいは行方不明になってしまったとか、そういうところまでの保証を見ていただけるのかどうか。それと、単なる家賃だけの連帯保証なのか、その辺も会社によって違うと思うのですが、一応9月までの間には調べさせていただいて、問い合わせをさせていただければと思っております。

金澤委員 よろしくお願ひします。とはいえ、この連帯保証人の案件に関しては、先ほどの繰り返し

ですけれども、特別な場合は市長が認めれば連帯保証人が2人でなくてもいい、1人でなくてもいい、ゼロでもいいのです。例外規定を認めていただくということで、これは了としたと思います。

次に戻って、入居資格の市税の滞納の条件の追加のことなのですが、先ほど次長答弁の中で、市県民税等の滞納については私どもでは聞くことはないのだというようなご答弁されていましたが、それ間違いないですか。

建設部次長 市税の滞納を聞くかどうかということですか、今までということですか。実際問題として今まで申し込みをする段階においては、担当のほうから聞く段階では聞いておりました。ただ、県のほうが様式がそのような形になっておりましたので、一括した形で実は載せてあった部分、お聞きしてあるかないかだけを丸をつけさせていたという事実もございます。

金澤委員 ちょっと今の点不明確なのです。今回私かなり事前に課長さんとヒアリングさせて、いろいろと勉強させていただいたのですが、その中で大体現在の市営住宅入居申込書で既にそういう欄があるのです。中学生以下を除く申込者全員について、平成22年度分までの市県民税等の滞納ありますかと、あり、なしと。このことについて、該当者全員の納付状況等の情報を関係各局、当然これ市税担当ですよね。収集することに同意しますかという、これもう様式あって、今現在も聞いているのです。もうちょっとわかりやすく具体的にご答弁いただけませんか。

営繕課長 まず、この時点、これ今回初めてなのですが、市税滞納のある者というのがもうほとんど県営住宅も他市町村もそうですし、市としても行政サービスの制限ということで考えている時期でございましたので、まず試験的に確認できる、無理ではないのですから、ありますか、ないですかというようなクエスチョンマークつきな質問をさせていただいたことはございます。便宜的にその有無をつけられるような欄を設けたということがございますが、ちょっとそれは勇み足だったのかな、あるいはただ聞きたい状況、どんな状況なのかなというのを聞きたいというのもちょっとありましたので、そういうことをやりました。

金澤委員 ちょっと話横道それてしまうのですけれども、そうすると今現在入居申込書の現時点で、去年の9月の時点で、これ根拠のない個人情報収集したということの理解でよろしいのですか。

営繕課長 これはあくまでもよろしければお答えくださいというやり方でございますので、答えなければ答えなくても結構ですというレベルのものです。それに基づいて、例えば証明を見せてくださいとか、あるいは調べますよとか、そういったことはもうできませんので、条例上まだなっていませんので、そういったことは一切しておりません。先ほど次長のほうからも言いましたが、一切そういったことはしておりません。個人情報を収集するというようなこともしておりません。ただ、申し込まれる方に、ありますか、もしよろしければお

答えてくださいというふうなやり方でございます。

金澤委員 ちょっと横道にそれで大変恐縮なのですが、よろしければお答えくださいなんてここに書いていないではないですか。ちょっと話違いますよね。この正式な申込書に、ちゃんと真ん中に、滞納ありますか、あり、なしでしか答えられないではないですか。回答留保の項目何もないですよ。これ答えなければ申し込みできないと市民が思うの無理ないのではないのですか。そうなってくると、根拠条例のないまま個人情報を収集現にしていたというふうに指摘されても間違いではないのではないのですかと言っているのですけれども。

営繕課長 その書式でそういったことを入れたこと自体が問題があるかなというのはちょっと反省していますけれども、それと一緒に当然案内書というのが、申し込み案内というのがあるのですが、そこで入居資格の要件とかというのありまして、当然そこには入っておりませんので、市税の滞納がないかというのはこれから決めることですので、その案内書には入っておりませんので。ただ、これからこういうことを考えています、県営住宅もみんなこうなっています、そういうことがあったので、あくまでも任意でございますので、答えてもらわなければ結構で、要件に入っておりませんので。案内書にも書いておりませんので。

建設部長 金澤委員のご指摘のとおりだと思います。基本的にそういう部分を載せるというのは誤解を生じる、当然これについて調べているのだろうという形の話になると私も思っております。この点については大変申しわけなく思っております。その確認ができなかったことに対して、私も十分反省をしておるところでございます。大変申しわけございませんでした。

金澤委員 ちょっと過去のことをどうだこうだ言うよりも前向きな話をしたいと思っておりますので、その点については今の部長のご答弁で了としたいというふうに思います。

続きまして、確かに今関谷委員が話したように、県営住宅については県民税の滞納要件というのあるわけです。現実問題やっぱりいろいろな市民相談を聞く中で、県営住宅で申し込むと、県民税ってそれほど高額ではないので、とりあえず県民税だけ払ってしまうのです。問題なのは、例えば国保税とかがやっぱり高額なのです。そうなってくると、そこはどうしても残ってしまったとかいう例も往々にしてあります。固定資産税もそうです。そのような中で私が非常に危惧しているのは、その入居される方の世帯主さんが年末、年度末に突然リストラ、例えば大病にかかってしまう、仕事もうほとんどできなくなってしまうような状況に陥ったときに、それまで賃貸や分譲でローンを払っていた方々はもう出なければしょうがなくなってきましたよね。つまり本当に生活困窮者になってしまうわけなのです。そのような状況においても、今現在入間市の現状はどうかというと、前年所得で税は計算していきますので、それに対して減免規定というのはかなりやっぱり減免を認めていただくケース難しくて、どうしても国保税、市県民税、固定資産税随分残ってしまうわけです。まず、例えば大病であれば医療費どうしても優先せざるを得ないと思うのです。これはもう納税義務が

あるの重々承知の上、分割納付にしてくださいということで月々5,000円とか1万円とか誠実であれば当然分割納付していただけるわけなのですが、その各世帯でも認めないというふうに本当に限定、制限をしてしまっているのか。悪質な何年にもわたる累積の滞納者と前年の、突然のやっぱり世帯への降りかかってきたいろいろなトラブルで、ことしどうしても納められない、今若干残っているというような人も全部一緒くたにしてしまっているのかということに対して私非常に心配をしているのですけれども、その点についてもう一度改めて全部それを含めてしまっているのかどうか、ちょっとご答弁お願いしたいと思います。

建設部次長 ただいまの金澤委員さんのご質疑ですけれども、突然リストラ当然でございます。離職してしまったりとかということになりますけれども、今回の通常の市営住宅の条例の運用とはまた別に、現在も離職者に対しましては半年間、これ福祉のほうとの提携でやっているのですけれども、離職者に関しては半年間、もしその半年間でだめな場合は延長というような形で離職者用の住宅もご用意させていただいております、去年まで入っていられた方もおられます。また、例えば火災等がございました場合も、これ入る場所がなくなってしまう、住宅に困窮してしまうということもありますので、その辺についても対応させていただいております。これについては、滞納があるかないかというよりも、福祉的な立場からそういうような形でとらさせていただいております。この条例とはまた別個で確認をさせていただいておりますし、また最近ですとこの大震災に関してこちらのほうに避難されている方についても、住宅5戸を用意させていただいたと。これに関しても滞納はどのような形ではなくて、別個な形で対応させていただいておりますので、先ほど言われておりました離職者の方まで滞納が云々というところは、また別個に福祉的な立場で福祉のほうと相談させていただいて、場合によれば福祉のほうの住宅だけの生活保護ということもございませうから、この辺は連携をさせていただいて対応をとらせていただければと思っております。

以上です。

金澤委員 それはそれでひとつ離職者と、あと火災による住居困窮者については、現在も日本赤十字さんといろいろ連携して、福祉のほうとも連携されているのは私も承知しているのです。ただ、それはあくまでもそのために用意している部屋というのは、通勤とか、あとは老朽化とか含めて、いわゆる人気がなくあいてしまっているかなり生活には厳しいような市営住宅ですよ。例えば富士見台とか、ああいう通勤にも便利で快適、いわゆる条件のいい市営住宅にはそれ申し込むことできないのではないのですか。現状どうですか。

営繕課長 あくまでも空き家に対しての定期募集ですので、今名前が出ました富士見台あるいは真土等々は満タンと申しますか、提供したくてもあきがない状況ですので、今離職者さんとか、火災とか、その辺については、今は池ノ下団地、それから下河原団地という中層住宅を提供しております。

以上です。

金澤委員 私が確認したいのは、そういう離職者とか火災で焼け出された人とかは特定の市営住宅のほうに割り当てられて、たまたまそのときに真土団地とか富士見台の団地があいたとしてもそこには入れないのではないのですかということ、それを確認しているのですけれども。

営繕課長 まず、離職者の関係なのですが、これは登録といいますか、ハローワークのほうにここの住宅のここのというふうに届けてありますので、それが県にももちろん届けてありますので、近隣では入間市しかないのですが、その登録したときに何々団地の何号棟何号室というのを届けてありますので、その時点でももちろん富士見台なりそういったところがあいていないということで、一番その中でも幾つかあいている中では、木造に比べたらもちろんいいレベルのほうかなというふうに考えて登録といいますか、出しております。

金澤委員 なかなかちょっとご答弁が、私のほうが理解不足なのかもしれないけれども、ご答弁理解できないのです。私が聞いているのは、今回の制限をかける、市税滞納のかけ方が十把一からげでかけていいのですかという本質的なところを話ししてしまして、今次長のほうから離職者、これはもう国の政策で失業者対策の関係で出てきているの、これは私わかっているのです。例えばでは失業していなくても、自営業者などで急激な売上げが落ちているとかいろいろありますよね、病気だとか。そのような場合は、これ救われないわけですよね。そこまで含まれていないではないですか。あくまでも勤労者がリストラ等の失業に遭った場合ですよね。どうなのですか。

建設部次長 今、市営住宅の部分の中のご議論だと思うのですけれども、例えば先ほども申し上げましたとおり、生活に困窮されている自営業者の方、この方がでは福祉のほうとの、福祉と市営住宅、こちらの連携、これ市1つですから、あくまでも市営住宅がどうのこうのだけではなく、福祉のほうで対応していただくべきものはいただく必要があるのではないかと考えております。当然市営住宅の入居に関しては、先ほど課長も申し上げましたとおり、年間5軒程度しかあかないという状況もございます。同じ低所得でありながら納めていただいている方と納めていただいていない方、これの通常の申し込みに関してはやはり線を引かせていただきたいということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

金澤委員 おっしゃりたいことわかるのです。滞納者と滞納者でない人を区別したいという気持ちはわかるのです。方向性としてはわかるのです。私が言っているのは、滞納者であっても悪質な、払えるのに払えない人と、急激な世帯主のリストラとか、大病とか、いわゆる世帯収入が減少してしまって、やむを得ず今当面払えないけれども、しっかりと分割納付で誠実に滞納している人も一緒にしていいのですかということなのです。

では、聞き方を変えると、例えば入居者の資格で継承の問題ありますよね。本来配偶者でなくても子供に対して、例えば障害を持っている子供とかの場合にはこれ承継認めているで

はないですか、例外ケースで。先ほども言ったように、前にも触れましたけれども、連帯保証人についても例外認めていただいているのではないですか。では、どういう場合が例外なのだとおっしゃって、それは個々のケースによるのだと、誠心誠意、生活困窮、低所得者対策のための福祉住宅政策でしょう、これ課長がおっしゃっていたけれども。だから、これについてはそのような誠実な市民すべて排除するというのは、少し乱暴ではないのですか。乱暴だと思うのですけれども、その点について本当に十把一からげにしていると思っていられるのか、部長のご答弁をお願いします。

建設部長 基本的に金澤委員が言われるその十把一からげにしているのかということについては、当然連帯保証人においても同様な形で取り扱いはさせていただいておりますので、基本的にはその一人一人の申込者の状況というのは十分把握をしないといけないということは基本に思っております。当然その一人一人の状況というのは十分に把握をしながら、どうしてこういうふうな滞納になっているのかというような把握はさせていただき、それからそういう部分についての、基本的には完全に滞納でないという者を根底に置きながら、その方自体の状況を十二分に把握をしながらこれには対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

金澤委員 部長の力強い、前向きなご答弁いただきました。もう一度では確認ですけれども、今のご答弁で、一応条例上はこうであるけれども、入居要件に滞納のない者であることとあるけれども、ケースによっては誠実に分割納付をしている場合の方も含めて、ケースによっては運用というか、規則、要綱のほうで配慮していただけるということをもう一度確認させていただいてよろしいですか。

建設部長 基本的には滞納者でない者というものを基本に置きながら、その状況については今金澤委員がおっしゃられたとおり、十二分にこちらで把握をしながら対応していきたいというふうに思っております。ただ、滞納ありきではなくて、基本的にその人が置かれている状況を十二分に把握して、相手もその部分を誠実にこたえていただくというのが基本だと思っておりますので、何が何でも滞納が出ているから申し込みはできないのだよというような部分ではなくて、相手の立場に立った形で、それと先ほど言われたように、福祉の部分で解決ができる部分とか、そういうもので種々選択をしながら実際には運用を図っていくのがやはり市民にとっては一番いいことであると思っておりますので。ただ、滞納だけは、滞納者をまた入れていくことによって使用料が滞納になってくるといことも実際にはあるわけですので、その辺についても我々はもう少し考えなくてはいけないかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

石田委員 今の点で、例えば誓約書、連帯保証人に関しては市長が特別な事情があると認めるときというので、文書でちゃんとなっているのだけれども、今回提案されている中では市税に滞納

がない者であることというので、それについては一切入っていないのではないですか。それをたまたま朝岡さんが部長をやっているときはいいかもしれないけれども、ほかの部長にかわった場合なんか、このとおり解釈していったらそれは条例に従って運営していないということになりませんか。

建設部長 基本的に税の滞納がないという者が基本にあるわけです。ですから、そこで条例上はうたってあるということです。あくまでも滞納がないというのを基本に置いて、やむを得ない部分で滞納になってきてしまったと。例えば急に世帯主が死亡したとか、いろいろな部分があるわけです、ケースによっては。だから、そのケースを見定めながらそれは運用的にしていく部分というのは当然必要なとは思いますが、条例上にただしというような部分ではなくて、あくまでも我々は滞納がない者というのが基本ですよ、これは条例にうたっておく、それでそれをまた打ち消すような部分では考えていないつもりです。ですから、ご理解をいただきたいと。

石田委員 その辺の判断がきちっと条例に従ってやっていくのならいいけれども、たまたまこの滞納に関してはそういう形で、市長が特別な事情であると認めるときというのはこれは入っていないので、これでは部長が判断するのですか。部長の判断で決定することなのですか。

建設部長 やはり市全体で考えていくということになれば決裁を上げて、それを許可を得るとというのが基本的だと思います。

石田委員 もし先ほど金澤委員が言ったような形でそういう人たちも認めていこうというのだったら、きちっと条例の中にただし書きなりなんなりでやっぱりそういった方向を書くべきではないかと思えますけれども、そうではないのですか。

建設部長 我々としては、あくまでも税の滞納がある人を優先して入れるというようなことではないということです、基本的には。先ほども次長が申し上げたとおり、一生懸命働いて税を納めている方もいらっしゃるわけです。ただ、先ほど金澤委員が言われたように、特殊なケースで、一生懸命納めたくてもケースによって納められなかったというような場合はあくまでも特殊なケースという形ですので、それは決裁で行っても別段差し支えがないのではないかなというふうに理解しております。

金澤委員 いろいろと前向きな答弁も、部長のご決断に本当に敬意表したいのですが、1つだけちょっとおせっかいかもしれないのですけれども、入居申込書等に含めてやっぱり案内書などで、今現在の入居案内書についても保証人を立ててくださいということになっているだけなのです。そこで、やっぱり市民相談でよくあるのが、保証人いないのですという相談は何回も今までいただいているのです。そんなときに、よく相談してみれば入間市役所の人は優しいから大丈夫だよとお答えするのですけれども、中にはそういう相談ができないまま自分自身の判断、ああ、自分は連帯保証人なんてとてもとてもできないわ、見つからないわといっても

う自分であきらめてしまう方、相談がないままあきらめてしまう方も中にはいるのではないかなと、本当に厳しいのにあきらめてしまうケースがあるのではないかなというふうに思いますので、できればこの募集案内、申込書等に先ほど言った滞納者とか連帯保証人の条件にそぐわない方についてはよくよくご相談をしてくださいというような一文を入れていただければ救われる方も出てくるのではないかと思います、その点についてのご配慮をご検討していただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

営繕課長 そのように入居案内のところと、それから入居手続のところ、ページ違いますけれども、そここのところそのような市のほうに、担当のほうに相談してくださいというようなことを記入させていただきたいと思います。

委員長 建設部長、大丈夫ですか。大事なことですけれども。もう一回。

建設部長 入居案内等に明確に担当のほうで明記をするということでございますので、そうさせていただきます。

以上です。

金澤委員 ちょっと関連質疑なのですが、今現在の9月年1回の申し込み期間ですよ。確かにあく回数が少ないのという背景はあるのですが、この入居申し込みの期間を県営住宅みたいに年数回とか、随時受け付けとかということの検討というのはいできないものなんでしょうか。

営繕課長 先ほどもちょっと申しましたが、どうしてもあきがなかなか、県営住宅ですと分母が大きいものですから、今県内では2万数千戸あります。市内でも1,400戸前後あるのですが、ですからその回転が、出入りというのですか、入退去が多いものですから、県は4回この定期募集をしています。市についてはなかなか、先ほども次長のほうから言いましたが、四、五軒が移動の数でございますので、何度やっても、結局その書類だけいっぱいつくって何回も申請してもらおうというよりも、1年に1回ですけれども、それで次の、また1年間有効ですので、あけば登録した順序で紹介していきますので、できれば、なかなかいっぱいあくような状況になればまた臨時募集なり、年2回なりとか、回数をふやすなりというのはあるかと思うのですが、現状ではちょっと、その都度、その都度いろいろな書類を用意することもございますので、今のところは1回でやらせていただきたいと考えております。

駒井委員 今、答弁の中にあつたのですが、市営住宅の状況をちょっと聞きたいのですが、今市営住宅は入間市の場合、何戸あるのでしたっけ。

営繕課長 市営住宅管理戸数、建物として建っているのが446戸でございます。

駒井委員 それと、あと入居がある年間の戸数およそどのぐらい。今、四、五軒とか言われていたが、大体どのぐらい年間空き家ができて入れかえがあるのか、その辺を。

営繕課長 年度によってちょっと多かったり、少なかったりあるのですが、私の記憶では三、四年前に9軒の入れかえがあつたのありますけれども、その後やはりそれだけで、あとは大体四、

五軒が平均的な入れかえといたしますか、入退去の現状でございます。

駒井委員 あと、その入居条件は、入間市の場合は抽せんではなくて、その条件によって入居が決まってくるのか、その辺の入居条件について。

営繕課長 まず、全員の方の収入状況、あるいは特定の母子家庭か、あるいは高齢者とか、その裁量的なポイントが加算されるのが、大体県営もそうですけれども、他市町村もそうなのですが、そのポイントをつけていきます。あるいは、2回目の申し込みとか、そういったポイントもだんだん高くなっていきます。そういったことを、いわゆるさまざまなことをトータルして登録順位というのをつけてございます。かつ申請される方が、私は何々団地を希望しますと。ですから、Aさんは何々団地の何番、例えばBさんは何々団地の2番とか、そういった登録になります。

駒井委員 今現在、登録されている人数は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

営繕課長 昨年の定期募集のときに35戸申し込みというか、申請がありまして、31戸……

〔(30じゃない) という人あり〕

営繕課長 35戸出たのを審査で、要するに収入オーバーとか、そういったものではじかれまして、最後は30戸で登録をされております、今。それはことしの9月の次の募集までは有効ですので、あきがあれば紹介するということになっていきます。

駒井委員 年間申込者というのは、大体その30戸ぐらいなのですか。

営繕課長 平成21年が、申請数ですけれども、54戸です。平成22年度が36戸、それから平成23年度が30戸登録です。先ほど申しました平成21年に54戸申請ですけれども、8戸入居。平成22年度が36人申請で5戸入居。昨年の申し込みで30戸で、現在のところ3戸入居。

以上です。

駒井委員 結構確率が低いというか、申し込みはやっぱり分母が、人数が少ないというか、その総戸数が少ないから動く人が少ないし、そこに応募する人もなかなか入れないというふうな状況もあるような気もしますが、火災とか、災害とか、そういうときには結構優先的に入ってしまうわけなのですか。

営繕課長 先ほど申し上げましたとおり、火災とかその辺の特別な場合は何とかしてそれを入れる。ただ、今短期間なものですから、例えば火災の場合は。次に福祉とまた相談してということになりますので、まず暫定的に1カ月とかという形になりますので、最悪の場合はもう最近転出された木造住宅も使って対応もしておりますし、たまたま今耐震の工事をやっていますので、結構政策的に工事のためにあけておく住宅がありますので、やむを得ない場合はそこももう使わざるを得ない。ただ、その工事やるまでには当然短期間ですから、また出て次のところに移っていただけるのではないかと考えていますので、最悪の場合はそういうようなところで対応しております。

駒井委員 あと、条例上の平成3年法律第77条の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員というふうな形で書いてあるのですが、この内容についてはわかりますでしょうか。

営繕課長 定義でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ということで、定義で、第2条で、この法律における各号の用語の定義ということで、暴力団員というのは暴力団の構成員を言うということで、その中には例えば暴力的要求行為等の違反する行為というふうなことで認識しております。

駒井委員 その滞納の条件なのですけれども、市民税だけを対象にしているのか、そのほかさつき金澤委員が言われたように、国保税ですか、ああいうのも滞納の条件にしているのか、その辺はどうなのでしょう。

営繕課長 今のところ、市民税と、それから国民健康保険税のほうを一応基本的には考えております。それは、あくまでも確認書でという形でございます。確認をするということでございます。

建設部次長 ただいまの市税の滞納の関係につきましては、滞納は幾らあるか、未納は幾らあるかということではなくて、要するに市税を滞納しているか、滞納していないかということになりますので、例えば軽自動車税もありますし、固定資産税もありますし、それは納税証明を添付させるわけではございませんので、未納があればその段階で未納ということで滞納ありのほうになるということでございます。万が一に市外の方で入間市に在勤の方が申し込んだ場合、余りないと思えますけれども、その場合については同意をもらっても他市町村のことですので、確認書をいただけるということにはなりませんので、その場合について最低限市民税と国民健康保険税、こちらのほうの納税証明書を現年度、これはどこも書いていないですけれども、現年度分とその前年分ぐらいの納税証明書を添付いただくような形で考えております。以上です。

横田委員 では、1点だけちょっとお伺いします。

市税滞納のところの件なのですけれども、市税滞納でない者ということが条件というところなのですけれども、これ何か近隣とかいろいろと見ると同じような条件を出しているところが結構あるのかなと思うのです、この県内。それがどのくらいその件数があるのかどうかをちょっとお伺いできればと思います。

営繕課長 現在、県営住宅と、それから県内48の市営住宅、要するに公営住宅を持っているところが48市町村ございます。そのうちの41市、約85パーセントのところ区市税滞納がないということになっております。県営住宅につきましては、県民税と該当、住んでいるところの市民税も滞納はだめだよというふうになっております。ですから、県営住宅については、市県民税というふうな扱いになっております。の滞納のないことというふうになっております。

横田委員 先ほど災害のときとか一時的に大変な状態のときは、福祉のほうで対応するなり、また運

用の面で考慮していただけるというような感じのお話があったと思うのですが、85パーセントのところは原則市税滞納者だめですよというようなものを条例で規定しているということは、やはり同じような状況が他市とかでもあるのかなと思うのですが、その辺の対応の仕方みたいのは調べたりはされていますか。

営繕課長 全市を対象にちょっと調べてはいないのですが、県営住宅についてはその分割納入、分納あたりは認めていないということでございます。それから、近隣の市町村ちょっと二、三確認したのですが、そこにおいても運用においても認めていないという回答でございます。ただ、その条例に入っていますので、それしか言いようがないのかなというふうにも思いますが、認めていないというような答えでございます。

横田委員 わかりました。では、原則はやはり税の公平性とかそういうのもありますので、滞納は認めないという条例上の原則はそういうふうにして、しようがないと思うのですが、やはりさっき言ったように対応の面でできるだけ、どういう対応をしていったらいいかというところを調べて運用だけしていただければというふうに思いますので、それをよろしくお願いしたいと思います。

建設部長 先ほどから申し上げているとおり、原則論で市税の滞納がない者というのがもう基本前提でございます。その中で公平に扱う点を重視しながら運用を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対の方から願います。

石田委員 議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

入居者の資格に暴力団員でない者の条件は当然のことです。しかし、一律に市税の滞納のない者を条件にすることは、大変経済状況が厳しい中で、納付期限を過ぎ、督促状が発行されているものが年間5万1,823件もあり、その数多くの市民を締め出すことになります。そして、現在滞納したものをまじめに分割納付している市民を締め出すものです。低迷する厳しい経済状況の中で、合理化や倒産などで職を失い、税金を滞納せざるを得ないこともあり得ます。納付期限を過ぎて納める場合や分割納付を始めた後に民間アパートから市営住宅に移り、生活を安定させたいと望んでも不可能になります。生活を再建するためにまじめに努力している市民に冷水を浴びせる行為です。市税滞納者の行政サービスを制限する冷たい施策には強く反対します。

また、「保証人」を「連帯保証人」に変更することは、入居ハードルの不可能に見えるほど高くするものです。連帯保証人を2人確保しなければならないと知った時点で、多くの市営住宅入居希望者はあきらめざるを得なくなるでしょう。これは余りにも厳しい条件であり、認めることはできません。

以上の2点の理由により、議案第5号に反対します。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

駒井委員 議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例に対し、保守系クラブを代表して賛成の討論を行います。

本条例の一部改正は大きく3点、入居者の資格要件に市税の滞納のない者、暴力団員でない者を追加し、「保証人」を「連帯保証人」に改める改正であります。市営住宅事業は、住宅に困窮する低所得者に対して安価な家賃で住居を提供する行政サービスであり、市税を滞納する者を入居資格から外すことは、税負担の公平性、平等性から当然制限されるべきものであります。しかし、特段の条件がある場合は別に考えていただきたいと思えます。また、暴力団員の排除についても、市営住宅入居者や周辺住民の方々が安心して平穏に暮らせるために必要な改正であると理解するものであります。「保証人」を「連帯保証人」に改めることについては、入居者に係るさまざまなトラブルの早期解決を図るだけでなく、厳しい財政状況の中、住宅使用料の滞納の徴収強化を図ることによって、老朽化した市営住宅の改修、建てかえ費用の一部財源確保が図れるなど、改正による行政側のメリットは大きいと理解します。しかしながら、市営住宅に入居を希望する方々から見れば、安易に連帯保証人を見つけられないなど厳しい改正となりますので、改正後の運用に当たってはそれぞれの方々の事情を踏まえた親切、丁寧な対応が必要であると考えます。

このことを申し添え、議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、賛成の討論といたします。

金澤委員 議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例、このたびの議案において第6条の5項に市税の滞納のない者であることの条件が追加されております。公平性の観点からその必要性は認識するものの、前年末などに世帯主がリストラや罹病に陥り、大幅な減収の世帯が十分な市税の減免が受けられないまま市営住宅を希望した場合、分割納付により誠実な納税姿勢を示している市民にも制限がかかることにもなりかねない心配がありましたが、先ほどの部長のご答弁で例外を含め真摯に対応していただけるとの答弁がありました。それをもって了とし、本議案に賛成といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第6号 入間市下水道条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第6号 入間市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部長 議案第6号 入間市下水道条例の一部を改正する条例について、提案の理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道法の一部が改正されたことに伴うものであります。改正の内容は、下水道法第4条で公共下水道管理者が公共下水道を設置しようとするとき、事業計画を定め、国土交通大臣もしくは都道府県知事の認可を受けなければならない旨を規定しておりますが、今回の改正により認可が不要となったことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今回この認可制度が廃止された背景というか、その要因は何なのですか。

下水道課長 そもそもこの原因となった法律でございますけれども、現在行われている国の第1次一括法、正確に言うところとちょっと長いのですが、地域の自主性及び自立性を高めるための

改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この中で第35条で下水道法を改正すると。いわゆる権限移譲の一環として行われたと解釈しております。

以上です。

石田委員 一般的にこういった認可すると、逆に国のほうとしても補助せざるを得ないという面がありますよね。そうした面でこの認可制度が廃止されたことによって、今後の動きなのですけども、国からのこの下水道事業に対します補助というのは削減されていくという方向は出てこないですか。

下水道課長 実質的に現在認可、私ども流域下水道ですので、都道府県知事の認可を受けてやっていますが、実際今回の改正により実質的に事務が変わるかということ、全く一切考えておりません。今回補助金の要綱とは全く別の部分ですので、全く影響はないというふうに考えております。

石田委員 では、確認しておきますけれども、今後例えば調整区域に区域を広げていくという場合も、前と同じような方向で国からあるいは県からの補助が得られるというふうに考えてよろしいですか。

下水道課長 そのとおりだと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第6号 入間市下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第11号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第11号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第11号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。この市道A729号線につきましては、事業主である株式会社山一商事が都市計画法に基づき春日町2丁目に築造した道路で、市に帰属されたことに伴い、市道として認定するものでございます。路線の起点は入間市道に接し、終点は狭山市道に接しております。細部につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

金澤委員 今回の該当の箇所、現地確認させていただきました。今回のA729号線と既存の市道A22号線、一番後ろの公図写しでいうところの左下の部分です。これについては16号から一方通行で、これ右から左に動くような一方通行になっています。ということで、今回の開発部分に入ってくる場合には、右から左に向けてちょっと鋭角ぎみに曲がるようになってくるわけなのです。当初この部分については隅切りがされて、地番でいうと500の8ですか、隅切りがされていないということで心配をしていたのですが、実際に現地を確認したところ角っこは駐車場のようになっています、ちょうど交差点の部分がひざ下ぐらいのブロック塀だったのです。そうすると、右から左に入って、進入して一方通行ですから、右に曲がって今回のA729号線のほうに、右に右折しようとするとき非常にこれ車こすりやすくなって、往々にしてもめる案件だというふうに私は感じたのです。今回その500の8既存部分に対して隅切り等ができればよかったのですが、その点についてちょっと執行部のご見解をお願いしたいと思います。

道路管理課長 今委員さんご指摘のとおり、隅切りは原則両側に設けるのが一番よろしいわけなのでございます。ただし、地形等いろいろな理由で両側に隅切りがとれない場合はこの限りでないといったそういう基準でございます。それで、今回の場合、500の8というその土地なのですが、今回の開発の地主さんとは全然別の地主さんで、いわゆる隅切りが欲しいということで交渉はしたらしいのですが、どうしてもご協力いただけないということで、やむを得ず、いわゆる今回のこの道路おおむね4メートルの幅員の道路なのですが、その4メートルの場合につきましては交差角が大体90度前後ですと隅切り長がいわゆる両側隅切りの場合は3メートルずつ欲しいのですが、今回の場合、その片側しかとれない、要するに開発側のほうし

かとれないものですから、そこら辺につきましては5メートルの隅切り長ということで、標準よりは長い隅切り長をとって、これでやむを得ずという形での、開発の担当のほうからするとそれで話はまとまったということでございます。

金澤委員 いろいろとご努力、配慮いただいたことについてはありがたいというふうに思っているのですが、でも実際やっぱり現場を見させていただくと、間違いなくこするなど、トラブルの原因になるなというのはいっぱい実感したのです。そういう意味で往々にして起こってくるのが、ではここにそのブロック塀があるよということでポールを立ててくれとか、カーブミラーとか出てくると思うのですけれども、少なくともここに、このブロック塀の角の部分に対してポール等を、赤白のポールありますよね、ゴムの。あれを立てていただくように開発業者さんに、市が全部税金でやるのではなくて、その分では開発業者さんのほうにポールのほうをやっていただくように、また市のほうと連携していただくように要請はできないでしょうか。

道路管理課長 そういうことであるならば、指導というか、協力を求めるようにしたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第11号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 これより当初予算7件について審査を行います。

まず、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

初めに、環境経済部所管のものから審査に入ります。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

まず、環境課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境課長 それでは、議案第23号入間市一般会計予算のうち、環境課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、予算書の20から21ページをお開きください。主なものといたしまして、款14項2目3衛生手数料、節2保健衛生手数料、説明欄の犬の登録手数料575万6,000円につきましては、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済み票の交付手数料でございます。

次に、予算説明書の22、23ページをお開きください。款15項2目3衛生費国庫補助金、節2清掃費補助金、説明欄の循環型社会形成推進交付金197万6,000円と、26、27ページ、款16項2目3衛生費県補助金、節2清掃費補助金、説明欄の浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金321万6,000円につきましては、ともに実績を踏まえまして合併浄化槽設置の国、県の補助金を見込みました。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。予算説明書の88、89ページをお開きください。款4項1目1保健衛生総務費、大事業、瑞穂斎場組合負担金1億2,332万1,000円につきましては4市1町で構成している瑞穂斎場組合の管理運営費の負担金で、構成市町のうち入間市の負担割合といたしましては38.25パーセントとなっております。

次に、予算説明書90から91ページをお開きください。最上段の目3環境保全費、中事業、環境の保全及び創造に資する助成事業730万円のうち、700万円は住宅用太陽光発電システムの設置費補助金で、設置費用の一部としまして太陽電池容量の最大出力値で1キロワット当たり2万円を補助するものでございます。特に申請申し込みや問い合わせ等が多いことから、限度額5万円に対し平成24年度は140件を見込んだところでございます。また、残り30万円は雨水利用タンクの設置費補助金で、限度額2万円に対し15件分を見込みました。

次に、目4公害対策費、大事業、公害関係調査分析関係費1,227万5,000円は、例年実施している公害に関する調査でございます。主要河川の水質調査、自動車排ガス調査、ダイオキシン類の調査等に伴う検査機関への委託料となっております。

次に、予算説明書94、95ページをお開きください。項2清掃費、目1清掃総務費、大事業、入間西部衛生組合負担金2億5,717万7,000円は、入間市、日高市の2市で構成する一部事務組合のし尿処理事業を行うための負担金でございます。平成13年度分大規模改修工事費の起

債が昨年で完済されたことによりまして全体の負担金が少なくなったもので、前年度対比で1,320万4,000円、率にしまして4.9パーセントの減額となっております。

以上をもちまして環境課所管の概要説明を終わりにします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 まずは、歳入からお伺いします。

予算説明書の20、21ページ、犬の登録手数料についてお伺いいたします。決算特別委員会のときも申し上げたのですが、この犬の登録手数料ですが、3,000円でしたっけ。その3,000円の根拠は何かといった問いに、近隣がそうだからという返事で、それでは根拠にならないので、明確な根拠をお示してください、それについては考えてみますと、場合によっては減額とかそういったことも考えてみますとといったことで決算特別委員会は終わったのですが、その後根拠についてはお調べでしょうか。

環境課長 犬の登録手数料につきまして、12月議会のほうでも一般質問でございました。注射料金と検査済み証と、そういうのも含めてその時点で再度また調査させていただいたところでございます。その数字につきましては近隣のほうをまず調査いたしまして、登録手数料のほうなのですが、関東近辺はほとんどが3,000円。大変失礼しました。関東近辺というより、全国的に3,000円という数字をどちらも採用してございます。登録済み票のほうがやはり550円という数字をどこの市町村も採用してございます。予防注射料金につきましては、これはいろいろまちまちでございますけれども、比較的首都圏のほうは、入間市は2,750円なのですが、それより若干高目という形になっていまして、逆に例えば北海道とか、沖縄県とか、そういうところのほうは若干低目の数字でなっております。先ほどの登録手数料とか注射済み票、北海道のほうは登録手数料と済み票が若干高い一方で今度予防注射の料金のほうが低くなっているような状況でございます。

続いて、その積算のほうの根拠でございますけれども、県から以前こちらのほうに権限のほうに来た際に、県のほうの人件費等をそれぞれもとに積算したものがございます。人件費につきましては約3,034円で、それに対する消耗品等を59円足しまして合計で3,093円、市の手数料として3,000円として考えているところでございます。

以上です。

関谷委員 確認させてください。県から権限移譲されたときに、人件費が3,034円、消耗品等が59円、1頭につきということですね。犬の登録手数料の人件費、これは市の職員の方以外にも人件費が何かかかりますか。

環境課長 職員のほうのお話でございます。基本的には職員の年間の事務量の金額を出しまして、そ

の中で人件費については40分という形の数字を出してございます。その内訳ですけれども、登録実施計画の打ち合わせとして4分、鑑札、済み票、申請書等作成、配布、管理につきまして8.5分、啓発文作成、配布につきまして4.0分、書類受け付け審査につきましては3.0分、原簿作成、管理につきまして13.0分、統計、報告書、事務等で7.5分で40分になってございます。これに基づきまして3,000円をちょい超えているわけなのですけれども、先ほど全国の数字をお話しさせてもらいましたけれども、ほとんどがその3,000円というのを全国一律的にどこの自治体も採用しているのが一般的でございます。

以上です。

関谷委員 それについてはまたちょっと後で考えてみますので、一たん終わりました、次に予算説明書の90から91ページの一番上、環境の保全及び創造に資する助成事業、太陽光発電と雨水タンクについてお伺いいたします。

まず、現在の状況ですね。平成23年度終わっていませんけれども、現在太陽光発電と雨水タンク別々に申し込み状況などを教えてください。

環境課長 まず、太陽光発電でございますけれども、平成23年度予算が80件ございました。それに対してまして申し込みのほう当初81件受けたのですけれども、4件ほど辞退ありまして、今77件の申し込み状況でございます。続いて、雨水のほうでございますけれども、平成23年度は現在のところ25件でございます。

以上です。

関谷委員 ちょっと確認させてください。太陽光のほうは81件の申請があったけれども、何かの理由で最終的に申し込んだのが77件という意味ですか。

環境課長 はい、そのとおりでございます。それは申請者のほうから、いろいろな経済事情とか状況でみずから辞退の申し出があったものでございます。

以上です。

関谷委員 そうしますと、まず太陽光発電なのですが、平成24年度は140件の枠を設けてあるのかなと、5万円なので。思うのですけれども、平成23年度は81件の申し込みだったと。今度はかなりふやすということは、やはり大震災の影響とかでパネルをつけたい人がふえていくというお考えでしょうか。

環境課長 確かに去年の3月11日の大震災を受けまして、こういった太陽光の補助金の申請を希望される方は昨年度かなりふえてございます。実を言うと昨年もどの予算もその前年度より倍近くふやしまして、補正をしないで対応しようという形でふやさせていただいたのですけれども、実際問題抽せん会はなかったのですけれども、その後平成23年度もお問い合わせのほうはいっぱいになった後にも結構来ていました。来年度につきましてはそれを見込みまして140件分の予算を要求しているわけなのですけれども、前期と後期と少し分けて平成24年度

は実施する意向でございます。例年4月に募集かけまして、大体5月に決定をしているわけなのですけれども、それと含めまして平成24年度はまた10月ごろにもう一度再度かける予定でございます。割り振りとしては、今のところ考えているのは90件と50件というような形で考えてございます。

以上です。

関谷委員 では、雨水タンクのほうをお伺いいたします。

来年度からタンクの容量を100リットル以上から80リットル以上に変えて、いわゆる狭いところでも置けるようにするというかと思えますけれども、そうやって要件を緩和したにもかかわらず今回平成23年度よりも減らして、15台が枠に減らしていると思うのですけれども、より設置しやすい条件を設けたにもかかわらずその設置枠数を少なくしているというのは、どういったお考えからでしょうか。

環境課長 太陽光のほうにつきましては5万円の限度額というのがございまして、それを超える申請者が圧倒的に多い。ほとんど90パーセント以上の方がそういう方が多いのですけれども、逆に雨水タンクのほうにつきましては限度額が現在2万円ですけれども、それに対する申請者のほうの内容が、ほとんどが限度額にいく申請が少ない。例えば平成23年度の例でいきますと、限度額にいくためには、こちら3分の1の補助なので、6万円というタンクの経費がかかるわけなのですけれども、その6万円を超えているのが現在のところ2件。今25件申請が来ているわけなのですけれども、2件でございます。今現在の補助金の額が21万5,000円。今回当初予算で30万円見ているわけなのですけれども、25件あったとしても21万5,000円。そういった事情の中から、30万円あれば平成24年度は皆さん、市民のご要望にこたえられるのではないかと思います。積算してございます。

以上です。

関谷委員 それで、これから始まること、まだ当初予算を考えている段階なのですけれども、100リットル以上が80リットル以上に緩和されることによって、もしかしたらその見込みを上回る応募がある可能性もありますけれども、そういったときには、まだ当初も決まっていないうちに補正でどうですかという質疑も変ですけれども、そういったことも考えるのでしょうか。

環境課長 確かに申請の状況が来ているものでないの、何とも言いようがないのですけれども、これまでの経過を見ますと、参考までに平成23年度がさっき言いました21万5,000円、平成22年度が21万7,000円、その前が17万円ということで、30万円あれば規模の小さい、先ほど言った雨水タンクを80リットルにことし変更するのですけれども、規模の小さい方のご要望はそんなに極端にふえるとは考えていないのですけれども、来たとしても対応できるのかなと思っております。予算枠を超えた場合は改めてまた財政部局とのお話し合いになるかと思うのですけれども、基本的には太陽光の補助金の枠の中で泳げれば泳ぐことも考えていますし、

実際にその30万円という額が、これ以上は考えていないのですけれども、超えた場合は財政課とか、あるいは現行の予算の中でどこに設けるかなということを検討してまいりたいと思います。

以上です。

駒井委員 太陽光の補助金というのは、年度をまたぐと連続してもらえるのか、それとも例えば増設した場合には補助金がもらえるのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

環境課長 基本的には単年度の事業として考えていますので、年度をまたいで事業としては一応要綱上はいけないといいますが、3月までにまず完了を確認しないとイケませんので、できない形になります。

駒井委員 そうではなくして、例えば今年度1個ある程度の部分つくって、来年度また新たに増設して別につくった場合は、2年連続して補助金をもらえるかどうかという。

環境課長 1軒に対して1個ということなので、その場合1軒に対して前年と翌年で2個になってしまうので、それは一応対象から外れるという形でご理解いただきたいと思います。

石田委員 空中放射線量の測定の関係で、環境課はどこどこを担当してやっているのですか。

環境経済部副参事（環境保全担当） 測定という意味で理解してよろしいでしょうか。

石田委員 はい。

環境経済部副参事（環境保全担当） 測定につきましては、本庁と各支所を測定しております。

石田委員 あとは担当の課や何かでそれぞれ学校だとか公園だとか分かれてやっているのだと思うのですけれども、全体の掌握というのはどこでやっていますか。

環境経済部副参事（環境保全担当） 窓口等も一本化しておりますので、内容掌握は環境課のほうでしております。

石田委員 市民の方も結構いろいろ関心持って見ているのだと思うのですけれども、その発表の仕方が私はホームページだけしかやっていないかなという感じがするのですけれども、その発表の仕方どんな形ですか。

環境経済部副参事（環境保全担当） ここで、3月15日号の市報のほうで、広報広聴課のほうで震災対策ということで、市のやっている内容を含めまして放射能の空間の部分に関しても、全部ではないのですけれども、一部掲載できる内容で、市報で公表する予定になっております。

石田委員 それは、例えばこの間かなりの場所で測定していると思うのですが、そのうちの何カ所で、どのくらいの割合のところか広報に載るのでしょうか。

環境経済部副参事（環境保全担当） ちょっと資料を今持ち合わせていないのですけれども、私が知っている限り、先ほど説明した本庁、各支所、あと小学校、中学校、それと保育所、それとあと施設で博物館、あと体育施設程度です。今記憶しているのは、その範囲になろうかと思っています。

石田委員 それ以外については、ではホームページから見るしかないというのが状況なのですね。

環境経済部副参事（環境保全担当） はい、そのとおりでございます。

石田委員 実際に多分ホームページを見るというのは、市民の中でごく一部ではないかと思うのです。

そういった点で、市報でなくても結構ですけれども、何かもう少し全体が見えるものがあれば、今度測定器の貸し出しやりますよね。そのときにもしないで済む場所もかなりあるのではないかと思うのです。例えば近くに公園があって、そこも心配だからというので、自宅と公園と両方はかりたいとかいろいろとあると思いますので、その辺を全体に市民の方が直接、高齢者でもホームページを使わないで見れるような方法というのは、新年度で何か事業を計画しているのですか。

環境経済部長 今、詳細の測定というのが各施設が終盤を迎えている状況でございます、小学校なら小学校がすべてまとまったら一覧表にしようという形をやっている最中ですので、それができ次第何らかの形をとっていきたい。要するに公園は公園でまたやっているわけでございますので、要するに本当に初期の一部だけを発表するとそこだけで終わってしまうので、一応全部まとめて発表できるような資料を今つくっている状況でございますので、そういう形にしていきたいと思います。

石田委員 一生懸命いろいろな方が測定していただいているので、ぜひともそれが市民どなたでも見られるような形で発表してもらいたいというふうに要望しておきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、総合クリーンセンター所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 それでは、総合クリーンセンター所管の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入予算からご説明申し上げます。予算説明書20から21ページをお開きください。目3 衛生手数料、節1 清掃手数料、廃棄物処理手数料1億2,603万5,000円ですが、これは入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により徴収するもので、平成22年度決算状況及び平成23年度の実績等をおながみまして、月単位の搬入量を前年度予算対比で約17.6パーセント減の月平均700トンを見込み、計上いたしました。

次に、34ページから35ページをお開きください。目1 雑入、節4 雑入、35ページ、上から2段目になりますが、資源物等売払代金9,955万3,000円のうちクリーンセンター所管分

9,926万3,000円ですが、前年度対比2,311万4,000円、率にしまして約30.4パーセントの増額になっております。これは、市民のご協力のもと家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、空き缶等の資源物の売却益でございます。ここ数年の資源物全体の売却数量を見ますと、新聞、雑誌等につきましては減少傾向が見られますが、他の資源物につきましては比較的安定している状況でございます。また、売却単価から見ますと、平成23年度に入りスチール及びアルミ系の価格が下落ぎみですが、反面、ペットボトル、段ボール等が値上がり傾向にございます。この増額の一番の要因でございますが、平成20年6月定例会の5番議員の一般質問に対し答弁をさせていただきましたが、本年度から資源ごみ、これは古布、紙類になりますが、この売却方式を収集業者が紙問屋へ売却した一部を市が受け取る間接売却方式から、市が直接紙問屋へ売却するいわゆる直接方式に変更することによるものでございます。なお、売却方式の見直しで歳入増となる反面、歳出での従来の間接売却方式を前提とした資源ごみ収集運搬委託料が増額となるため、トータル予算的には相殺されまして予算的増減はございません。

次に、下から8段目になりますが、再商品化合理化拠出金受入金200万円でございますが、この拠出金は容器リサイクル法の規定によりまして、市内から発生するプラスチック製容器包装の再商品化に伴い公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受け入れるもので、前年度対比で約1,800万円、率にして90パーセントの大幅な減額となっております。これは、拠出金の総額を算出するための想定単価、これは直近の過去3カ年の再商品化事業者への支払い実績単価の平均値ということになりますけれども、この想定単価が見直されることによりまして市町村配分額が大幅に減額となるとの同協会からの情報をもとに減額計上いたしました。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。96から97ページをお開きください。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、大事業、資源ごみ監視対策事業809万7,000円でございますが、これは埼玉県緊急雇用創出基金を活用し、市民から排出されました古新聞等の持ち去りの被害を防止するために実施するものでございます。前年度対比343万1,000円、約73.5パーセントの大幅な増額となっております。当該事業は平成21年度から実施いたしまして、本年度で4カ年目となりますが、市民のご協力により排出された貴重な資源物の持ち去りの事前防止策として顕著な成果が得られております。昨年度まで社団法人シルバー人材センターが受注してございましたけれども、本年度は東日本大震災における離職者の就労が対象となるなどの補助要件が変更になったこと等に伴いまして、新たに民間事業者への発注を前提に予算計上いたしました。

次に、大事業、ごみ収集運搬委託事業費5億2,441万2,000円ですが、前年度対比2,305万8,000円、約4.6パーセントの増額となっております。これは、歳入、いわゆる資源物の売払

代金の説明で触れさせていただきましたが、資源ごみの売却方式を従来の間接方式から直接方式に変更したことに伴い、増額計上をしたものでございます。

以上で総合クリーンセンター所管の主な事業についての説明を終わります。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 96、97ページからお願いします。資源ごみ監視対策事業についてお伺いします。

県から100パーセントお金が出ているので、いいと言えばいいのですけれども、もしこの資源ごみ監視事業を行わなかった場合、行わないと持ち去りが発生すると想定できますけれども、その持ち去られた分を資源として売却したときに得られる金額と、ここで使うこの809万円と、どちらが多いとお考えでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 持ち去られる量、基本的には量的には少ないわけでございます。ただ、実際この目的自体が先ほどご説明申し上げましたように、市民から出される、いわゆる市民に対するそういったリサイクルの意識づけというか、ご協力に対してこたえるという意味で、持ち去られる金額とこの監視に対する費用というもの自体をはかりにかければ当然持ち出しのほうが多いわけですけれども、やはりお金に換算できないような相当な資源を大切にするというような啓発に対する意味では、十分効果があると思っております。

関谷委員 納得するところでもありますけれども、この持ち去られた資源を売却したときの金額というのはこの809万円には到底及ばないぐらい少ない金額なのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今、持ち去られた数量的なものを資料として持ち合わせておりませんので、その辺についてお答えちょっとできないのですけれども、年間相当数例えば市民からの通報とか、警察による独自にそういう発見して、その辺の後でこの数量的なものの情報入ってくるわけですけれども、基本的にはやはり量的にも少ないということと、キロ当たりの単価というものが安いわけです。そういうことからすると、もう正直言って大幅な開きがあることは事実です。ただ、やはりこの清掃行政、ほかのリサイクルもしかりですけれども、灰の資源化等もあるわけですけれども、いろいろなりサイクルについてはそういう単純にその出入りだけを、お金だけを換算してしまいますと、どうしてもやはりリサイクルはある意味割高だという話になってしまうと思うのです。ですから、その辺についてやはりリサイクルの啓発にかかる費用ということで、我々としては決して高いという考え方を持っておりません。

以上でございます。

関谷委員 緊急雇用事業なので、ごみとはまた別の効果もあるわけですけれども、その緊急雇用事業

を同じごみを減らす中でももっと別の事業として考えるといったこともあるのかなと思うので、この資源ごみ監視対策事業ではなくて、何か同じごみを減らすのでもっと別の事業として立案して緊急雇用の申請をするといった考え方もあるのかなと思いますので、その辺は一度お考えになっていただければと要望にとどめておきます。

続いて、そのまま下がりがまして、ごみ中間処理事業費の中の修繕費についてお伺いします。2億1,753万4,000円、平成23年度から比べると3,150万円の減額かと思えます。これクリーンセンターの修繕費ととらえておりますけれども、減額する理由ですけれども、余り修繕する場所が少なかったのか、または修繕したいけれども、お金がつかないのか、いかがでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この減額の内訳でございますけれども、焼却の施設の修繕費と、またあと破碎施設の修繕費、主にそれらが3,150万円の減につながっているわけですけれども、修繕計画自体、クリーンセンターの修繕計画というのは年次的な計画、修繕計画を1つは持っているわけです。あと、そのほかに緊急的な修繕費というその組み合わせになっているわけなのですけれども、その中で今の市の財政状況を考えた場合に、当初の計画の中では当該この年度、平成24年度にこういったものをやるべきという考え方は持っておりますけれども、やはりその中でくどうようですけれども、市の全体の財政、そういった環境を考えますと、もう少しこの部分については翌年に持っていったとしてもいけるのかなというようなある程度そういった精査をいたしまして、結果としてこういった減額につながったということでございます。

関谷委員 そうしますと、この減額することによってクリーンセンターの寿命がより短くなったとか、そういう認識はないということでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この寿命というのは、人間もそうですが、非常に難しいです、出し方が。ある程度耐用年数というもの自体は、我々自体も基本的な考え方は1つは持っているわけですけれども、これが例えば今この場でこれだけ減額になったからこれが伸びたと、いきなりそうつながるかどうかというもの自体は、これは明確な答えはちょっとできかねます。申しわけございません。

関谷委員 今の件はわかりました。

では、次にそのまま下に下がっていただいて、ごみ減量化・資源化事業費のうち、資源再利用奨励事業についてお伺いいたします。平成23年度と比べて約104万円減額されて1,378万4,000円になりますけれども、予算が減っていますけれども、資源回収が減ることを予測してこういった金額になっているのでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） お答えをさせていただきます。

市民が集める資源の量が減ることを前提としているということではなく、過去数年の実績

等を考慮して予算を組ませていただいたものでございます。申請の上だったものについて、予算はないから切るというような今のところ考えは特にはございません。

以上でございます。

関谷委員 では、その件は了承しました。

そこから2段下がって、リサイクルプラザについてお伺いします。リサイクルプラザ運営事業費1,480万円ですけれども、これ予算計上の費用対効果をどのようにお考えでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） リサイクルプラザ運営事業費1,480万6,000円でございますが、これはリサイクルプラザで実施する各種事業、それからそこで働いていただいているボランティアさんの費用等が主に当たるわけでございますが、この費用に見込む効果は十分上がっているものというふうに考えております。

以上でございます。

関谷委員 1,480万円かけてどのくらいリサイクルされて、どのくらいごみは減量しているのか、私にはなかなか1,480万円かけている効果がわかりにくいのですが、具体的な効果って何か言うことが可能でしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 先ほどのリサイクルの話に少し関連してしまうかと思うのですが、やはり1つには体験教室、こういったプラザで行う事業によりまして、今ごみの総排出量自体も平成19年あたりから徐々に減っている傾向にはあるわけです。そういったことも、いわゆるこのリサイクルプラザの活動の中である程度ボランティアの方からまた地元に戻って、一般の家庭、いわゆる市民の人に広めていただいたりして、そういったもの自体、そういった流れの中で、一家庭での排出量自体、1人当たりのごみ量自体も徐々に減っているということにつながっているということも事実かと思うのです。ただ、それを、先ほどと同じ答えになってしまいますが、これ自体が費用対その関係でという話は、例えばでは今の関係でごみの排出量減った分というそれだけとらえれば、そういう数字的な出し方もできるかと思えますけれども、ちょっと今きょう資料を持ち合わせておりませんが、見方としてはそういう対比の仕方もできるかと思えます。

関谷委員 では、あと一項目だけ聞きます。

次の99ページです。ごみ処理施設地元対策補償料についてお伺いします、630万円。地元対策補償料は、今後もずっと計上される約束になっているのでしょうか。どういった契約でしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 現在補償料をお支払いしているのは、現在クリーンセンターがある新久地区と、旧クリーンセンターがある宮寺地区、それから最終処分場のある金子地区にお支払いをしておりますが、今後の各施設が例えば廃止とか停止して施設自体がなくなるということがあれば補償料の減額か削除ということも考えられると思えます

が、現状では払っていく予定であります。

以上でございます。

関谷委員 最初からそういう約束になっているのですか。この施設がある限りは永遠に払いますよという約束になっているか、そこを教えてください。

委員長 ちょっと待ちますか。

〔(ちょっと時間を……) という人あり〕

委員長 ここで休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

休憩前の関谷委員の質疑に対する答弁からお願いします。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 先ほどご質疑の各地区との協定書の内容につきましてご説明をさせていただきます。

現在総合クリーンセンターがある東金子地区は対策協議会と、それから金子地区、宮寺・二本木地区につきましては区長会と協定書を結んでおります。その中で、焼却施設につきましては施設の移転または施設を使用しなくなった場合、それから最終処分場につきましては満杯になり、埋め立て、主な目的を達成した場合について補償料を打ち切る旨の項目が書いてございます。特に終期的には設けてございません。

以上でございます。

関谷委員 これは自治会に出していて、各お宅に出しているわけではないですか。どっちでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 先ほども申し上げましたが、現在の新久の総合クリーンセンターにつきましては建設対策協議会へ、それから金子地区、宮寺・二本木地区につきましては区長会にお金をお支払いしております。

以上でございます。

関谷委員 そうすると、時期は明確にしていなくても、これこれ満杯になったらとか、これこれこういう状態になるまで出しますということですよ。例えば宮寺の清掃センターですけれども、あれが完全に稼働していたときと、今のようにカレット置き場とかそういう状態になっているときとでは、これ迷惑料という言葉が適当かどうかわかりませんが、その地元への負担のかけ方が違うのかなとは考えますが、そこはいかがでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今この迷惑料自体の、当初からその辺の金額の変遷というのは、ちょっと申しわけありません。ちょっと資料はないのですが、基本的に考え方としては、まず今宮岡が申しましたように、それぞれの各施設自体が目的を達成するま

での間ということが1つです、今申しあげましたように。今、関谷委員がおっしゃられたやはり運用、活用の仕方というものの自体が今宮寺にとってみれば確かに当初とは違って、10あるところが今4ぐらいというような比率かななんて感じがしているのですけれども、その中で対策料自体の費用というものの自体が、今の額自体が当初から減っているのか、その辺がちょっと手元に資料ございませんので、何とも言えないのですけれども、1つにはそういう考え方というのものもあるかなという認識というか、感じは個人的にはいたしております。ちょっと答えになっているか、何とも言えないのですが。

関谷委員 では、これで最後にしますけれども、その当初の金額等を内部で調査していただいてちょっと検討をしてみただけならばと、そういう要望を伝えておきます。

以上です。

石田委員 ごみの減量化、これは可燃物のほうなのですけれども、その状況をちょっとお聞きしたいのですけれども、分別やなんかをこの間進めてきて、かなり減ってきているというのですけれども、実際問題として市民1人当たりの例えば量でもってどういうふうに変化してきているのか。それは、埼玉県内も同じような傾向にあるかと思えます。県内でこのごみの減量化の推進の関係ではどのくらいの位置にいるのかなと、その点をまずお聞きしたいのですが。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 1人1日当たりの排出量についてでございますが、5年間ぐらいの推移をちょっと申し述べさせていただきます。平成18年が941グラムでございます。平成19年が925グラム、平成20年が915グラム、平成21年が895グラム、平成22年が871グラムと減少してございます。それから、県内の状況でございますが、埼玉県の排出量でございますが、平成21年度896グラムでしたが、ごみの排出量につきましては平成14年度をピークに減少している状況でございます。ちょっと順位的には、申しわけございません。ちょっと把握してございませんので、失礼いたします。

以上でございます。

石田委員 順位では、五、六年前ですけれども、5位ぐらいにたしか入っていたかなと記憶あるのですけれども、そういう中でそれぞれ市民の努力もあるし、職員の努力もあって減ってきているのだと思うのです。そういった意味では、それぞれの成果だと思うのです。成果に関しては少なくともしっかりと把握して、市民に対しても引き続きお願いしたいということも含めてははっきりさせておく必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今後の一つの課題として検討させていただきたいと思えます。今のご意見を反映するような形で対応させていただきます。

石田委員 その中で、例えば減量化の具体的な問題で、分別で資源化したと。これによる成果と直接市民が出すものそのものが量が減ってきていると。これは不況だとかいろいろな要素があると思うのですけれども、その辺の関連は把握しているのでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 申しわけありません。今そこまでちょっと資料のほうは整理してございません。

石田委員 具体的になかなか難しいかもしれないのですけれども、せっかく市民も減量のために100グラムだとかいろいろ目標に頑張っているし、そういったあるいは分別というものがやはりそれなりの成果出しているのではないかと思うのです。だから、その辺の成果についてしっかりと把握しておいてもらいたいと思います。これについては要望にとどめます。

あと、もう一点お聞きしたいのは、福島原発の事故の影響というのはどういうふうにあらわれているのか。例えば持ち込まれるごみだとか、それだとか、焼却灰だとか残渣、そういったものの中で放射能の測定だとかそういうのはどういう状況なのでしょう。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今、放射能、原発関係での放射線の測定に関しましては、基本的にはクリーンセンターとか宮寺あるいは最終処分場、これは敷地ある、定点測定として空間線量の測定をいたしております。これは毎月です。それについても、ホームページのほうには反映させていただいております。

それと、あともう一つは、持ち込まれる焼却灰の放射線量につきましては、四半期ごとという形で、飛灰、固化灰、焼却残渣につきましては放射線の測定を平成24年度については実施いたします。そういう予算計上しております。

石田委員 平成23年度については、これ測定はしてこなかったですか。持ち込まれるごみの放射能だとか、その焼却灰について。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 平成23年度につきましては国からの要請がございまして、7月に採取しまして、そちらのときに1度焼却灰、焼却残渣と飛灰、固化灰になりますけれども、そのほうの測定はしております。その後1月23日にやはり採取しまして、それではかっております。

以上でございます。

石田委員 はかった結果もよろしいですか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 申しわけございません。7月のときにつきましては、放射性のセシウム137の合計が1,060ベクレル。先日はかりました1月23日に採取したのにつきましては、放射性セシウムは固化灰のほうは360ベクレル、焼却残渣のほうは83ベクレルです。

以上でございます。

石田委員 こういう形で焼却灰や何かになるとふえるのかもしれないのですけれども、一般の市民から見るとすごい大きな数字ですよ。だから、そういった要素として、例えば持ち込むときに市民のほうも不安で、実際まだはかっていない中で、落ち葉どうするかとかいろいろな話を聞くのです、ごみと一緒に実際出しているのかもしれないのですけれども。そういった点

で、何かもう少しそれについて積極的な形でやっぱり取り組む必要があるのかなと思うのです。だから、持ち込むごみに関しては、時々それ分析しなくていいのでしょうか。何か新年度でやっていただけないかなという感じがするのですが。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 持ち込むもの、いわゆる落ち葉の持ち込み等について、たしかどこかの席でご質疑が何か出たような記憶がしているのですが、やはりそのときいわゆる搬入されるごみの中で、例えば落ち葉の量とかというものの自体が基本的には量的に少ないというようなことからして、さほど影響というものはないのではなかろうかというような形でたしかお答えをさせていただいたこともあるかと思えます。基本的な考え方は、そのときと同じような考え方を今も持っております。

金澤委員 まずは、歳入からお伺いさせていただきます。

34、35ページで資源物等売払代金、これについて先ほど収集のほうと直接売却の関係で、プラマイゼロとは言っていないけれども、とんとんだというようなご答弁だったのですが、もう一度細かく数字でご説明していただけますか。売払代金については単価の影響もあるでしょうし、もちろん単価による影響と、あと直接売却の影響の分と分けてお示しいただけますか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） まず、歳入についてでございますが、現在平成24年度から収集方法を変える資源物につきましては、雑誌、古布、段ボール、それから新聞、紙パック、これにつきましては今度は市が直接売却する予定でございますが、予算計上上の数値で申し上げさせていただきますが、雑誌につきましては単価4,000円のを1万500円で見えています。それから、古布につきましては1,000円を2,800円、それから段ボールにつきましては5,000円を1万500円、それから新聞につきましては現在6,000円のを1万3,000円、それから紙パックにつきましては5,000円を1万500円で売却を予定してございます。

それから、収集運搬費用でございますが、当市の場合は単価と世帯数で積算をしてございますが、現在は40円という単価で平成23年度契約しておりますが、予算上平成24年度から70円単価で計上してございます。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと今の説明だとわかりにくいので、この9,900万円超の資源物等売払代金のうち、前年度が7,600万円ですよね。それとの差額があるわけなのです、二千三、四百万円。その分の影響額についてご説明していただきたいのですけれども、まずは。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） まず、歳入でございますが、平成23年度当初予算と比較いたしまして現在の申し上げました5品目について、2,314万9,000円の増を見込んでございます。委託料につきましては、40円単価を70円にしたことによりまして、2,305万

8,000円の増を見込んでございます。

以上でございます。

金澤委員 少しわかってきました。それで、その委託費用のほうが、せつかく直接売却によって2,300万円超が増収になるわけですね。今まで業者の手元に差益として残っていたものをしっかりと市が吸収しようということをご計画いただいたということなのですが、先ほどちょっと答弁の中で5番議員と言ったのですけれども、私当時5番議員ではなかったのです。議会のほうの申し合わせで名前を出していただくということになっていきますので、今後はよろしくお願いいたします。

せつかくそれで増収図られたけれども、その差益がなくなった分委託については上がるだろうということですね。これあくまでも予算上の、入札の結果によって動きがあるのでしょうけれども、2,300万円プラスの委託料の上乗せを予算化されたというふうに理解したわけなのですが、40円から70円としたこの根拠というのはどこから持ってきたのですか。

環境経済部長 以前70円ぐらいで請け負っていた時代が、平成20年前後はその単価だったのです。競争が激化しまして、多分平成21年ぐらいから1社が断トツ下げまして、40円というような形が起きてきたのです。ですから、そういう形がどんどんある意味でのダンピングとは言いませんけれども、そのダンピングに近いような行為がなくなると70円ぐらいに戻るのではないかと、一応当初予算ではそういう予測をして予算を計上してあると、こういうことでございます。

金澤委員 あくまでも予算の枠組みなので、この予算が膨らんだから全額そのまま出て高くなってしまふということではないということは理解しているのです。ただ、ちょっと確認したいのですが、そういう意味で直接売却方式をこれまで過去に採用している狭山市さんなどをやっぱり参考にさせていただいたと思うのですが、近隣市でこのような直接売却方式に踏み切ったところの事例及びその単価、収集委託への単価についての調査というのどのようになっているのでしょうか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 資源物の売却単価につきましては調査して近隣市の状況を把握している部分はあるのですが、委託料に関する調査的なものはしてございません。

以上でございます。

金澤委員 もったいないですね。直接売却ってわかりますか。皆さんわかると思うのですけれども、結局1年に1回の値決めだと、市価がそれよりも実際に売払代金のほうが高いと、その分の差益というのは市に納めないで業者の懐に入ってしまうという、これが間接売却。これを改めたということは、それはいいのですけれども、なぜ調べなかったのですか。すぐ隣に狭山市さん直接売却やって、もういい例があるわけですね。これなぜ調べなかったのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 非常にこの収集委託に関しての確かによくお話をすることなのですが、通常の土木建築等のそういった設計については積算の基準があるわけなのですが、この収集委託業務についての基準的なものは基本的にないということで、見積もり合わせという形で契約を締結していることにしているわけなのですが、その見積もりの中でもちょっと狭山市さん、確かに収集形態やら収集、そういった状況的なものというのはそれぞれ市によっては違いがあるにせよ、確かにこういった形に変更するに当たっては、今から考えればやはり情報としては集めるべきだということで、反省すべき点かなと思っております。

金澤委員 何回も繰り返すようなのですが、あくまでもこれ枠の設定だということは十分理解した上で、きめの細かい予算計上というか、見積もりの作業をお願いしたいというふうに思います。これはもうここでとどめたいと思います。

それで、余りこれ詰めてもあれなので、次にいきしょうね。次に、再商品化合理化拠出金受入金ということで、容り法の関係でこれが平成23年度は2,000万円返ってくるはずだったのがことしはその10分の1の200万円ということで、何でこんなに違うのかなということは非常にやっぱり素直に疑問に思うわけです。ちょっと事前に部長さんにお忙しいところ説明はいただいたのですが、その中で返ってくるのも確かに10分の1になるけれども、そもそもその返っていく、還付されるけれども、その前に払う、こちら側から払う拠出金そのものが減る見込みだというようなご説明をいただいたわけなのです。その拠出金について、もうちょっと具体的に説明していただけますか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 これにつきましては、特定事業者、要は生産者側が自分の排出する、生産するプラスチックに関しまして、拠出金のほうを容り協会のほうに払うわけなのですが、市の持ち出し分につきましては要は小規模事業者の場合、協会に払わなくていい、適用除外の規定がございます関係で、小規模事業者の分を市が市の負担分という形でもって支払っております。こちらにつきましては持ち出し割合、全体を100パーセントとしますと、平成21年度でいきますと特定事業者が95パーセント、市のほうが5パーセント、平成22年度でいきますと協会が97パーセント、市が3パーセント、平成23年度でいきますと特定事業者が99パーセント、市が1パーセントということで負担割合が徐々に減ってきております。あと、1トン当たりの協会に支払う単価につきましても、平成21年度につきましてはトン当たり6万5,700円、平成22年度につきましては5万3,200円、平成23年度につきましては5万2,000円と、徐々に負担割合が減っていくと同時に協会に支払う1トン当たりの単価も下がってきております。

以上でございます。

金澤委員 了解いたしました。

あと、歳入のところで最後、宮寺清掃センターのショベルローダーの購入事業がありますけれども、これの経過についてご説明いただきたいと思います。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 宮寺清掃センターで使用している重機なのですが、ペイローダーというものでございます。これにつきまして、毎日焼却残渣とかカレット、瓶を砕いたものなのですけれども、これをトラック等に積む作業に使っております。これがリース切れになったために、今回また再リースということで新規リースのほうを考えていたわけなのですけれども、財政当局のほうの指導によりまして、市で使うもの比較的に長く使いますので、トータル的に考えるとリースよりも購入したほうが得であろうと。また、財政当局の指導で起債がつくということで、リースでなく購入にしてくださいということで、そういう指導のもとに今回購入に当たらせていただきました。

以上でございます。

金澤委員 必要なものは必要で、手当てしていただくというのは、私別に反対しているわけではないのですけれども、再リースになると通常例えば10分の1とか、かなり金額再リースの場合には減ったりするのですけれども、その場合もうちょっと金額で説明していただけますか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 確かにコンピュータとか、そういうものに対してはかなり10分の1とかになるのですけれども、今回ペイローダー、重機につきましてはほとんど下がらないと、そういうような状況でございます。

金澤委員 了解いたしました。

あと、それについてもショベルローダーについて1点だけ。これについては、あくまでも管財のほうを通した入札ということで、金額的にも対象物件になると思うのですが、それでよろしいでしょうか、確認させていただきます。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。管財のほうの関係です。

金澤委員 一応これで歳入のほうは終わりなのですが、もしよろしければ続けて大丈夫ですか。

委員長 いいですよ、歳出。

金澤委員 歳出についてお伺いいたします。

95ページ、ごみの中間処理事業の関係なのですが、焼却・破碎処理施設費についてはさまざま内部努力をされて、例えば燃料の投入についても温度管理など最適化を図っていただいて、ご努力いただいていることは十分評価しているのです。そういう意味で、ここ数年のそういう改革、改善のされた事例をまずは挙げていただければと思います。

総合クリーンセンター主幹 今までに、まず電気料金の関係もそうなのですけれども、使用時間帯によって最大使用電力が決まってくるわけなのですけれども、それをうまくならしめて、電気料が大きくかからないような形で下げました。大した量ではないのですけれども、下げて

おります。あと、照明器具等も照度が明るくて消費電力が少ないタイプ等にもかえております。そのほか、同じような感じなのですが、破砕機等がありますけれども、破砕機も運転時間を考慮いたしまして、以前は、簡単に言うと、運転しながら投入していたのですが、現在はたまるのを待って、量がたまるのを待って、短時間で停止をしようという、そういう形でもう運転しております。

大体以上です。

金澤委員 ご努力に感謝いたします。

あと、修繕費に関してはいかがですか。

総合クリーンセンター主幹 以前、破砕系のことになるのですが、瓶を砕く破砕機、カレット用の破砕機というのがあるのですが、それが以前は半年に1回ぐらい交換していたのですが、研究いたしまして、摩耗が少ないタイプのものを塗布しまして、塗りまして、それで今はたしか1年に1回ぐらいにはなっております。こんな感じです。

以上です。

金澤委員 いろいろとさまざま提案させていただいたものが少しずつ実現できて、私も大変うれしく思っているのですが、その中でちょっと今電気について触れられたのですが、平成23年度については見込みになると思うのですが、クリーンセンターとして電気代、東電からの電気代がどれぐらい削減できて、今度平成24年度、東電から電気使用料の値上げの要請が来ていると思うのですが、幾らぐらいなのか、それぞれ教えていただきたいと思います。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 平成23年度の一応の電気料金、見込みですが、総合クリーンセンターにつきましては9,569万円、値上げが予想されますけれども、値上げ後の金額が、予想ですが、1億1,042万円、影響額、差額ですが、約1,470万円ぐらいの値上げが予想されます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時34分 再開

委員長 会議を再開します。

執行部に答弁を求めます。

だから、資料を後で出すとかなんとか、何でも。

環境経済部長 12月で補正した金額はつきり覚えていないので、これは後ほど提出させていただきます。平成24年度は、今申し上げたとおり、影響額としては1,470万円、今予定されていると

おり上がればという話でございます。17.何パーセント上げますと東電が言っていますので、そのとおり上がるとすればということになります。

以上です。

金澤委員 昨年度は、計画停電も含めて、ぎりぎりの節電対策されたというふうに私は理解しているのです。とはいえ、東電の一方的な値上げ通告来ているわけですから、その影響額がクリーンセンターだけでも1,500万円近くということで、さらなる節電対策というものを検討していかなければいけないのではないかとこのように考えているのですが、何か具体的に今検討項目として何が上がっているのでしょうか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 昨年と同様ということになるかもしれませんが、やはり先ほど清水のほうが申し上げたように、効率的な運用、要は一遍に電力を使わないで、分散させたりとかする方法と、あと昨年かなり効果があったと思うのですけれども、作業に影響がない限り、水銀灯等、構内にもあるのですけれども、そういう明るいときには水銀灯を落とす、これでかなり効果があるかと思えます。その辺につきましては、また昨年と同様努力していきたいと思えます。

以上でございます。

金澤委員 先ほど今ちょっと言葉で出てきました水銀灯については、私も議会のほうでハロゲン灯などへの高効率の照明への転換というものを要望、提案させていただいているのですが、その点についてご検討はいかがですか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 水銀灯のメリットというのですか、それにつきましてはやはり照度があると。高いところにつつて、かなり下まで照度があると。ご存じのように、クリーンセンターにつきましては工場でございますので、かなり危険なものでございます。そういう意味からしますと、やはり水銀灯が工場等にはふさわしいのかなと。ハロゲン灯とか、あとナトリウム灯でしたっけ。ハロゲン灯のほうについては、ちょっと照度が足りないということで、かなり上の高い天井のところにつるしている関係で、照度の関係からやはり水銀灯のほうが作業場的には安全であると、そのように認識しております。もう一つ、ナトリウム灯につきましては、ご存じのとおり、よく高速道路等にある黄色っぽい照明があるかと思うのですけれども、あれがナトリウム灯だそうです。あれですと、作業環境と、黄色くなってしまう関係で安全性的にも余り好ましくないということで、現在は水銀灯でもってやるのがベストなのかなということで思っております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと私の記憶もあいまいで、恐縮なのですが、ナトリウム灯でも黄色くないタイプのものが最近出てきて、省エネ化が図られているというたしか私のほうも記憶、ちょっとろ覚えで恐縮なのですが、ありますので、今後継続的にそのような節電対策のご

検討をお願いしたいというふうに思います。

あと、その下のごみ運搬処分事業費なのですが、これはずっと公明党入間市議団としても追っかけさせていただいている最終処分場の延命化を図るために焼却灰等の残渣を他の受け入れ施設のほうに搬出している事業費あるのですけれども、ここ数年、財政当局からの要請で、それが一気に削られてしまって、最終処分場の予定していた寿命が10年、15年前倒しになってしまっているということで、非常に私ども危惧していたのですが、それに対してどのような今回新年度予算で予算措置がとられたでしょうか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 今年度につきましても昨年と同様並みの800トンの資源化ということで予算計上させていただきました。

以上でございます。

金澤委員 800トン、先ほどから聞いて知っているのですけれども、本来担当部局として何トン本当は搬出したいのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 クリーンセンターとしましては、一応実施計画等につきましても1,500トンの資源化のほうを要求してございます。

以上でございます。

金澤委員 そうすると、そこに約半分しか搬出できていないわけですよね。それがいいか悪いかは別にしても、これで最終処分場の寿命が非常に前倒しになっていくという心配は多分担当部局の方が一番心配されていると思うのですけれども、今現在のペースでいくとすると、予定していた、本来希望する、予定する搬出量の半分しか出せないとなると、最終処分場の寿命というか、計画、これどうなっていくのでしょうか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 現在の試算なのですけれども、800トンずつ資源、要は800トン資源化した場合ですと、満杯になる予想が平成38年度に一応満杯になるだろうという現在予測しております。これが1,500トン資源化した場合には、現在の予想では平成42年度に満杯になる予測をしています。

以上でございます。

金澤委員 平成38年度とすると、多少誤差はあると思うのですけれども、ある意味ごみの量を減らす、含めて、あと資源化対策等でさらなる延命はご努力いただけるとは思うのですけれども、やっぱり誤差があると、あと十数年でいっぱいになって、最終処分場、次の最終処分場を探さなければいけなくなってしまうわけなのですよね。実際他市の例を見てみると、10年やそこら、あっという間にかかってしまいますよね、最終処分場の選定が。そうなってくると、もう平成38年度、今のペースでいくのであれば、最終処分場の計画というものもそろそろ始めなければいけなくなってしまうと思うのですが、そこらに対する認識というのはどのようなお持ちなのでしょうか。

環境経済部長 おっしゃるとおり、本当にもう真剣に考え出さなければいけない時期でございますが、ただちょっと本当に数字のマジックでございまして、平成38年にいっぱいになるという予想したのが、今までもいろいろ予想つくって行って、延びていっている原因というのは、灰が何トン入れたら、これだけの容積だから、こういうふうになるだろうという比重から考えてやっていくのですが、実際年々年々埋めていると圧密という現象が起きて、もう灰がぺたんこになるような状態になりまして、予想よりも容量が、残容量があいているような状況でございます。そのようなこともあるので、もうちょっと長く延命されるのかなと思います。

それと、今努力して、要するに今までいわゆる飛灰という灰は茨城県のほうの鹿島地方まで持って行っていただけなのですが、それをなるべく近くということで、今近場のそういう再利用するところを探して、単価をちょっと下げられるのではないかと、今こういう努力をしているところです。単価を下げると、当然持っていく量をふやすことができるということで、そういう努力しております。

もう一つは、要するに新しいところを計画しなければいけないのではないかという考え方なのですが、今の考え方は、今焼却灰を捨てている、いわゆるじかに捨てている場所というのは市でもう全部市有地でございます。しかしながら、そのためにわきに公園つくったり、水処理場をつくったりしているのですが、それはすべてまだ市の土地ではないのです。ですから、ちょっと移設を考えざるを得なくなるわけですが、施設を。それで、こちら側のまだ何も埋めていない部分に埋めるふうにするのか、それとも全く別な場所を考えるのかと、こういう選択を迫られる時期がもう数年後には来るのかなと思っております。ですから、長期計画の中でそれはよく検討していきたいと思っております。

以上です。

金澤委員 ちょっと数字で大変恐縮なのですが、現在、平成23年度末で最終処分場の埋め立て率というのですか、容積に対して何パーセントもう既に埋まっているというふうに考えればいいのですか。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 今現在残余率が41.97パーセント。

以上でございます。

金澤委員 了解いたしました。

ちょっと戻って、市民清掃デーも入っていましたか。市民清掃デーもいいのですか。いいですね。市民清掃デーなのですけれども、毎年毎年、市の職員含めて、地域の方もいろいろとご協力いただいている事業なのですけれども、去年の市民清掃デーのときにいろいろな側溝やら何やら、いわゆる雨水が集まるところの汚泥なんかを集めたものを仮置き場で置いているわけなのですが、そこの集まった部分について、放射能汚染の問題が私やっぱり気になったので、許可いただいて、はかってきたら、やはり市内よりもかなり高い割合の放射能

が検出されて、当時たしか記憶で0.9マイクロシーベルトだったというふうに理解していますけれども、新年度においては市のほうで責任持って市民清掃デーで集まった汚泥などを調査していただくことはしていただけるでしょうか、確認いたします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 その関係につきましては、今後平成24年度の清掃デーから環境課のほうと調整をいたしまして、実施に向けて調整をさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、商工課所管のものについて議題としますので、席を移動してください。

次に、商工課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括してお願いいたします。

提案理由の説明

商工課長 平成24年度一般会計予算のうち、商工課所管の中で主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入であります。予算説明書26から27ページをごらんください。一番下の欄であります。款16県支出金、項2県補助金、目4労働費県補助金、労働諸費補助金の2,045万円につきましては、国の緊急経済対策としての交付金を利用した埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業5件分を実施するための補助金であります。緊急雇用創出基金事業の主なものは、道路等環境整備美化事業の499万円、資源ごみ監視対策事業809万7,000円であります。合計5つの事業でありまして、20人の新規雇用を予定しております。この補助金の歳入につきましては、商工課が一括して受け入れをしているところでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書100から101ページをごらんください。款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、大事業、シルバー人材センター補助金870万円につきましてご説明いたします。入間市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、将来を見据えた超高齢社会に対応する活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設置された団体であります。昭和55年に入間市高齢者事業団として発足し、昭和57年に社団法人入間市シルバー人材センターとして成長し、さらに平成24年4月1日からは公益社団法人として活動していくことになっております。しかしながら、2008年のリーマンショック以来低迷する経済状況の中で、シルバー人材センターの受注量は毎年減少しており、高齢者雇用は一段と厳しいものになっております。このような社会情勢の中で、高齢者の雇用を促進し、生きがいを持って働く環境をつくることは、市の重要な高齢者の福祉増進施策であると考えております。平成21年度が1,000万円の補助金、平成22年度が700万円、平成23年度は500万円でしたが、これらの高齢者を取り巻く環境と経済状況を総合的に

とらえ、870万円としたものであります。

次に、同じ目のうち、大事業、勤労者住宅取得対策事業5,000万円について説明いたします。この事業は、勤労者のための住宅に関する貸付制度であります。ここ6年間新規利用者はありませんでした。また、返済完納者の増加などを考慮し、銀行への預託金を2,000万円減額し、5,000万円としたことによるものです。現在64人の方が利用中であり、融資の残高は1億8,658万250円であります。

次に、予算説明書106から107ページをごらんください。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費、大事業、商業振興事業補助金につきましてご説明いたします。これは、商店街活性化のために、商工会を初め市内の商業団体が実施しているイベント事業、販売促進事業に対し支援を、今年度と同額ではありますが、引き続き行ってまいります。

次に、同じ目のうち、大事業、工業振興事業、中事業、特定地域工場設置事業等補助金229万2,000円につきましてご説明いたします。これは、企業が工場を建てるために新規に用地を取得した場合や工場を設置したり設備を近代化した場合に、入間市商工業振興条例に基づき、助成をするものであります。不況の影響及び工業団地がほぼ飽和状態になっている状況から、数年前から申請件数が減り始め、来年度は新規がありませんでしたので、減額といたしました。

以上で商工課所管の予算概要説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 歳出で106、107ページからお伺いします。

商工業振興費の中のTMO活動推進費補助金、そしてその下の中心市街地活性化事業補助金、あわせてなのですけれども、昨年1年前の同じ委員会で、平成22年8月に商工会が調べた空き店舗の数というのをこの同じ委員会で執行部のほうから教えていただいているのです。アポポが6件だとか、扇町屋が6件シャッターが閉まっているとか、そうやって合計市内39、シャッターが閉まっているという報告がこの委員会であったのですけれども、その後、平成22年8月以降の調査はありますでしょうか。

商工課長 しておりません。

関谷委員 結局この2つの補助金の効果なのですけれども、決算特別委員会でも審査意見をつけまして、これまでの中心市街地活性化事業を検証し、事業内容の見直しと抜本的な対策を講じることという要望に対して、バツというのはやらないということだと思えるのですけれども、これ何でやらないのでしょうか。

商工課長 抜本的な対策というのが非常に厳しいことでありまして、もうあそこは既にハード面においては一通りの面整備ができております。これから今ソフト面で各種事業、イベントを行っ

ております。ですから、抜本的対策というのが非常に今のところできない状態であります。

現在、毎年行っているイベント等に力を入れているのが今の現状であります。

関谷委員 納得したいところなのですが、このままこれ続けていって、活性化されるのでしょうか。

商工課長 私個人的には、事業の拡大をして、活性化を信じております。ただ、先ほどちょっと言いそびれましたけれども、空き店舗調査の絡みで、現在緊急雇用の利用させていただきまして、商店主等の意向などの実態調査を行っております。まだその結論というか、集計ができておりませんので、それを見て、今後の対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

関谷委員 では、田代課長の理想の要望に期待して、そこは終わらして、あと次のページの旧国民宿舎に移りたいのですが、いいでしょうか。108、109ページの旧国民宿舎、グリーンロッジの費用についてお伺いします。管理運営費。平成23年度700万円をかけて解体設計、幾らぐらいかかるよ、1億2,000万円から1億5,000万円ぐらいかかるよといったことが示されたと思います。しかし、平成24年度にはその解体費用が全くのっていないわけですが、今後のスケジュールはいかがでしょうか。

商工課長 実は平成22年度に概算設計というのを予算をいただきまして、行いました。今年度詳細設計ということで、700万円をいただいて、行いました。普通であれば、詳細設計をした翌年に実際に取り壊し工事にかかるのが普通の流れではありますが、今耐震化の前倒しとか、種々の事情がありまして、取り壊しはちょっと待っている状態です。ただ、700万円が全く無駄になったわけではなく、また数年後に実際に取り壊しをするときには単価が変わってきますので、単価だけ入れかえれば、すぐに詳細設計ができるような状態になりますので、700万円は全く無駄ということではありません。ただ、いつごろかと言われますと、実施計画では平成26年になっております。担当課としては一年でも早く取り壊しをしたいと思っておりますけれども、種々の状況で平成26年まで待つということになっております。

以上です。

関谷委員 それでは、ちょっと関連して部長にお伺いしたいのですが、旧グリーンロッジと、環境経済部もう一つ、宮寺清掃センターという解体したいものを抱えていると思うのですが、よりどちらが危険度が高いとか、アスベストだったり、ダイオキシンだったり、煙突が倒れるとか倒れないとか、よりどっちが危険性があるって、先に解体したいとお考えでしょうか。

環境経済部長 つくるときには国は金を出してくれたり、借金を認めてくれたりするのですが、壊すときには一切起債も認めず、補助金も出さず、そういうのが実態でございます。ですから、本当のところを言いますと、両方とも一遍に壊したいというのが私の考えですが、よ

りどちらを優先するかということなのですが、今現在宮寺のほうは、ペットボトルをベールというつぶして一まとめにする作業をやっている場所なのです。そのヤードとして利用させていただいていますので、それから福祉の方の古布選別だとか、そういうようなことを作業としてもやっている場所がございます。グリーンロッジは、全くやっていない場所でございます。ですから、どちらかといえばグリーンロッジのほうを、壊すのであれば、壊したほうがいいのではないかと。それから、急斜面地でございますので、やはりいつまでも安定した地盤なのかなというのがちょっと心配な部分があるということでございます。あれがすぐ倒れるとかということにはございませんけれども、加治丘陵の一角で、今のところ、見た外観上は何か風景を乱してはいないのですが、だんだん、だんだんやはり老朽化しますと、見てくれといいますか、その辺の外観上の問題も出てくるのかなと、こんなふう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

関谷委員 今国は出してくれないとおっしゃいましたけれども、宮寺清掃センターに関しましては、再度そういったクリーンセンターのようなものをつくるときは解体費用も含めて、3分の1補助でしたっけ、出るということもあるので、その辺もあわせて考えてみていただきたいということで、終わります。

金澤委員 ちょっと今関谷委員のほうからも出ました例の中心市街地の調査事業、まだ結論出ていないとおっしゃいましたけれども、今概略わかることと、あと最終的にいつごろ報告書が上がってくるのか、その見込みについてお聞かせください。

商工課主幹 緊急雇用によります今回の調査なのですけれども、新規雇用者によります歩行量調査、アンケート調査、空き店舗実態調査自体はもう終了してございます。それで、今現在調査会社のほうにて調査結果をまとめている、仕分けしている最中でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

商工課主幹 時期ですか。委託契約自体が3月末日が期限になっておりますので、それまでには報告書のほうは完成されると思います。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと委員長にお願いなのですが、その報告書が上がってきたら、当委員会のほうに出して、協議していただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 では、協議会のほうで取り扱いたいと思います。

金澤委員 その中で、9月の委員会ですんざんいろいろとお話しさせていただいたと思うのですけれども、その際に緊急雇用創出という名目の補助金でありながら、入間市民の雇用をできるだけ優先してくださいとお願いしたところ、そうはなかなかいかないのだというようなお話もありましたけれども、結果として緊急雇用創出の補助金を使って入間市民の雇用が何人あつ

たか、把握されていますか。

商工課主幹 入間市民が何人であったかということは、ちょっと把握はしていませんけれども、実際ハローワークのほうに募集を出したところ、予定人数は集まらなかったということで、再度地元の求人広告紙のほうで募集をかけて、そこで出てきた人数を面接の上、採用ということになっております。その採用の際に関しまして、できる限り近隣、入間市民をとという形をお願いしてございますが、何分面接結果での採用になりますので、それ以上のことは強制はできませんでした。

以上でございます。

金澤委員 結論、何人予定している中、何人雇用できたのですか。

商工課主幹 採用された人間の入間市民であるかどうかというのは、私のほうでは現在のところ把握してございません。4人採用は確認しております。

以上でございます。

金澤委員 把握していただけないのですか。

商工課主幹 調査会社のほうに確認すれば、すぐにでも把握はできるかと思えます。

金澤委員 これ最初に、緊急雇用の創出なので、入間市民をできるだけ雇っていただくように業者のほうにもお願いするように要請しましたよね。ご記憶ありますか。それ、どのような形で要請していただきました。

商工課主幹 確かに採用のときに極力、最低でも県民を、県の創出事業でございますので、県民を、できる限り入間市民をとということで依頼はいたしましたが、その後、採用結果につきまして入間市民が何人であったかということについては、私のほうでちょっと報告がまだ上がってきておりませんので、詳細については承知しておりません。

以上でございます。

金澤委員 やっぱりせつかく要請していただいたのだから、要請しつ放しだと、やっぱり業者のほうも受けとめ方が違うと思うのです。やっぱり雇用を、毎年毎年こういう緊急雇用というの仕事が出てくるわけですよ。そういうときに市のほうで要請しつ放しではなくて、何人できました、何人入間市民雇用できましたかと追っかけて、やっぱりしつこく言っていただくことによって、相手側の業者側の受けとめ方の本気度というのが変わってくると思うので、今後しっかりとさらなる要請、調査をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

商工課長 わかりました。

石田委員 商業行政の中で買い物難民というか、最近ちょっと新聞なんかにぎわしているのですけれども、これは入間市ではどういう区域を認めて、買い物が難しい地域と考えているのでしょうか。

商工課長 私が聞いておるところでは、八津池団地が多いと聞いております。あそこは、随分昔にな

りまして、今残っている人たちは結構高齢世帯が残っているのだという話は聞いております。
以上です。

石田委員 宮寺だとか、そういうところは入っていないのですか。

商工課長 特に買い物難民のエリアの調査をしたわけではありませんので、特に区域を定めておりませんが、私の耳に入っているのは、八津池団地が顕著だという話ぐらいしか私はちょっと覚えておりません。

石田委員 担当の課長として、入間の商工行政を担っているわけですから、その目で見ても、話が入っているかどうかではなくて、判断としてはどうなのですか。宮寺は入りません。

商工課長 買い物難民というのは、結論から言いますと、宮寺は私は今のところそんなに多いとは思っておりません。なぜかといいますと、買い物難民というのは、一家の普通の世帯がありまして、若い夫婦と子供がいて、若い夫婦の場合はもう車も自由なのですけれども、その若い夫婦がある程度年をとりまして、その子供たちは外にもう結婚して出ていってしまう。そうすると、残った老夫婦のみが残ってしまう。そうすると、車の運転もちょっと厳しくなる。外出するのも歩くのも大変だと、そういうのが私は買い物難民かなと分析しているのですけれども、その顕著なのが先ほど申しました八津池団地のところがそういうパターンが非常に多いと思っております。宮寺につきましては、昔ながらの家、昔ながらの3世代の、一家3世代とかいう家も多いと思っておりますので、今のようなパターンは少ないのではないかなというふうには思っております。

石田委員 私は、八津池の人より、むしろ宮寺の人からいろいろなそういった話聞くのですけれども、宮寺も必ずしも古い農家だとか古い家だけではなくて、最近新しい家がすごくふえているのです。そういう中で高齢者だけで、車が運転できないと、バスも少ないと、何とかならないのだろうかとかよく相談を受けるのですけれども、そういった状況についてはつかんでいないということなので、それについてしょうがないのですけれども、具体的に例えば経済産業省はこういった買い物が厳しい場所を応援する意味で、1つには店をつくることという話と、1つは商品を各家庭に届けると、あとは、もう一つはバスだとか交通の便で出かけやすくすると、3つぐらいの方策を経済産業省はたしか方針として出しているのだと思うのです。そういった点で、平成24年度は買い物難民に対して何か具体策を検討するという方向はあるのですか。

商工課長 買い物難民に対して、今言われましたお店を新設する、バスを通す、申しわけありません。その手のというか、その方向の施策は今のところ考えておりません。

石田委員 私は、八津池と宮寺も含めて、よく検討して、ちょっと研究していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

環境経済部長 先ほどの休憩前のご質疑で、ただいまきちっと情報が入りましたので、お答えしておきます。

金澤委員さんからありましたクリーンセンターの平成23年度の節電による効果額は、636万9,000円ということでございます。

それから、もう一つ、緊急雇用で商店街の実態調査をやったときの入間市民の採用状況はということですが、4名中1名ということで、1名が所沢、飯能市が2名ということで、これ4名採用されております。このような状態でございます。

以上です。

委員長 次に、農業委員会事務局所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

農業委員会事務局長 それでは、農業委員会事務局所管の新年度予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、予算事項別明細書28から29ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節1農業委員会費補助金は、県から各農業委員会の運営に関して交付されるもので、前年度実績と同額の177万4,000円を見込みました。

次に、歳出ですが、102ページから103ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費についてですが、大事業、報酬、中事業及び小事業、農業委員会委員報酬1,064万4,000円は、農業委員22名分の報酬でございます。

大事業、農業委員会運営費、中事業及び小事業、事務費315万5,000円は、農業委員会の定例会12回及び臨時会1回、研修等の委員の費用弁償と事務局の事務経費を計上したものでございます。前年度に対する減額の主な理由は、平成23年度中に行いました農家台帳管理システムの入れかえに伴いまして、その保守及び借上げの費用が安価であったこと、それから平成23年度には計上していました農業委員の任期がえに伴う費用がなくなったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、農政課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

農政課長 それでは、平成24年度予算についてご説明申し上げます。農政課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

平成24年度につきましては、狭山茶が受けました放射性物質からの風評被害を払拭し、信頼回復のための予算を増額計上いたしました。また、平成24年度も引き続いて環境保全型農業、畜産振興を推進していくための予算を計上させていただきました。

まず、歳入から主なものをご説明申し上げます。予算説明書28ページから29ページをお開きください。上から2段目の款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節3農業振興費補助金、茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金90万円は、お茶の1番茶摘採前の霜による被害を防ぎ、安定的な茶生産を図るための防霜ファンの設置に対する県からの補助金です。

歳出についてご説明申し上げます。予算説明書104ページから105ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、大事業、農業振興推進事業、中事業、農業振興推進事業796万円の主なものは、樹勢の衰えた茶樹を優良品種への改植推進に対する補助金100万円、農作業の省力化のための機械導入に対する補助金100万円、それから特産狭山茶の生産振興を図るもので、歳入でご説明申し上げました防霜ファン設置に対する茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金150万円、また全国茶品評会等に出品し、全国茶産地と生産技術を競い合い、生産技術の向上を図ることを目的とした出品対策費等補助金100万円です。狭山茶信頼回復をするための振る舞い茶一煎パックなどの経費76万円を加えまして、茶業協会へ活動費補助金として85万円、放射能物質の調査費として50検体分100万円を計上いたしました。

同じく中事業、環境保全型農業推進事業80万円は、環境に優しい農業を推進するために焼却することなく土に分解されることで環境に優しく、省力化にもつながる資材、また農薬を使用しないフェロモン剤で害虫の交尾を攪乱させるなどの効果のある環境配慮資材の購入の一部に充てる補助金でございます。

大事業、地域農政推進事業、中事業、地域農政推進対策事業、小事業、諸工事費68万3,000円

は、中神市民農園の木さく工事でございます。これは、さくの老朽化に伴うものでございます。

目4 畜産業費、大事業、畜産振興事業、中事業、家畜環境浄化事業360万円の主なものは、畜産のふんを利用した有機質堆肥の生産、市内流通を促進するための補助金180万円です。畜舎周辺の環境浄化を進めるための脱臭剤等購入に対する補助金130万円。

それから、目6 農村環境改善センター費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費2,163万4,000円につきましては、入間市農村環境改善センターの維持管理費の指定管理料です。

以上で農政課の主な事業の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 歳出で104から105ページのお茶のことでお伺いいたします。

3月の原発事故によるその後のお茶の被害に関してなのですけれども、今回お茶のそれに対する新規事業として176万円ぐらいが計上されているのかなと思います。それで、お茶の関係者の皆さんから、こういったことはぜひやってほしいとか、逆にこういったことをやらないでほしい、例えば騒がないで、そっとしておいてほしいとか、やってほしいこととやってほしくない、どのような声があるのでしょうか。

農政課長 やってほしいものとやってほしくないものは、共通しているところは、基本的に協会のほうとしては市場に出回っている、流通しているものはもう本来検査を通ったものということで、今さら安全とか、そういうPRというのですか、そういうものではなくて、今後は平成24年産については、狭山茶が、おいしいお茶ができたよということを全面的にPRしていただいて、それで安全だ、安全だということではなく、新茶ができたことを大々的にPRしてほしいというのが協会の要望というのですか、ご意向です。

以上です。

関谷委員 そうしますと、県のほうも独自に6,000万円ぐらい予算をつけて、狭山茶のためにやるということですが、県、コマーシャルをつくって、狭山茶を宣伝していきますけれども、市のやることと県のやることと、その辺の意思疎通とかできていますでしょうか。

環境経済部長 県の予算につきましては、約6,000万円ちょっと用意されていることは承知しております。そのほとんどがいわゆるマスメディアを使った、いわゆるテレビ等を使った県挙げてのPRをやりたいのだということで、その制作費がほとんどで、あと放映料というのですか、そういうものでございます。県との仕分けとしては、いわゆる1市でマスメディアに何かをやるということではできませんので、これは県のほうにお任せするという形でございます。市レベルでは、各種イベントをこれを計画していくということでございます。幾つかの茶業協

会が連携してやるということも考えておりますけれども、なかなか小さいところと大きいところ、意思の疎通がうまくできない部分ございますので、その辺は努力していきたいと思っておりますので、市レベル、県レベルではそんな大まかな分け方をさせていただきます。

以上です。

関谷委員 例えば入間市に入ってくる声としては、もう安全だとか、そういうことはほっておいてほしいというのですか、静かにしてほしい、新茶ができたということをPRしてほしいという声がありますけれども、県のほうがそういった意向をよく理解していただいてPR活動してくださるか、その辺の意思の疎通はどうでしょうか。

環境経済部長 県のほうは、これからどのような、前もっていわゆるDVDというのをつくっておいて、流すような形にするらしいのですが、タレントをだれにしようかみたいな、その辺の話から今始まっているわけでございまして、極端なことを言えば、その出演料が高いですね、うんと。そういうことでございまして、要するに生産者は余り放射能ということをともしも騒がないでほしいというのは、そういうことが要するに言われることによって売れ行きが、またよみがえって、売れなくなるのではないかという恐怖を持って、そういうふうにおっしゃられているのですが、片方の消費者側から言わせれば、きちっとした裏づけのデータは徹底的に我々のほうでとっていかなければいけないということで、これをPRするしないというのはまたやり方の問題ですけれども、余りやり過ぎても確かにいけないのかもしれないけれども、きちっとしたデータの開示というのはやっていかなければいけないのだろうと、こういうふうに思っております。

以上です。

関谷委員 今の件はわかりました。

それから、4月から暫定規制値ではなくなるということで、新基準値が出てきますけれども、これに対する説明も新年度予算の中でやっていくのでしょうか。

農政課長 これにつきましては、平成24年の新茶、新芽のお茶のほうの測定の50検体分がとってありますので、その中で検査をして、またその測定した数字については生産のほうに生かすような形で公表していきたいと思っております。

以上です。

関谷委員 今のことなのですけれども、生産者側に言うのではなく、消費者側、買ってくださる側に新基準値のことを、新聞でもきつとわあっと取り上げるのかなと思いますけれども、入間市としても消費者の側に新基準値のことを説明することはするのですか。

農政課長 測定の基準値というのは、マスコミ報道のほうでもう既に前々から公表してあると思いますので、その辺については市のほうで、行政のほうで、新基準が10になったということについてはあえて公表はしていかななくてもいいと思います。そういう測定で検査をしますので、

あえて新基準が10ベクレルになったということは伝えるつもりはありませんが。

以上です。

関谷委員 まだ4月になっていないので、何とも言えませんけれども、確かに新聞等でそういったことは報道されているのですが、意外と市民の方ご存じなかったりするもので、これで4月になって、もう正式に決まったら、もっと大々的にマスコミも取り上げるのかなとは想像はしますけれども、今のところは全く新基準値については何もPRすることはないということでしょうか。

農政課長 おっしゃるとおりであります。

石田委員 今の問題なのですけれども、1件2万円で、50検体で100万円というのですけれども、もともと1つの検体の検査に係る費用というのは幾らで、いつごろ、具体的にどんな形で選出してやる予定なのですか。

農政課長 測定値の金額なのですが、ここで新基準10ベクレル、飲用の10ベクレルになったということで、非常に機械の精度を上げていかななくてはならないということで、以前はかったのは数十分でできたということも伺っていますが、今回の10ベクレルになったということで、1時間以上検査に時間をかけないと正確な数字が出てこないということで、時間をかけるほど金額が上がっていくということがございます。それで、以前は1万円前後から、先日総括のところでは部長のほうも答弁されたかと思うのですが、測定会社によっても、厚生労働省の登録検査機関によっても金額的なものが若干ずれがございまして、精度上がることによって、以前は1万円から1万5,000円ぐらいまででできたこともあったようですが、今回については2万円を超えるようなことも県の職員のほうからも伺っております。

以上です。

石田委員 そうしますと、考え方として、2万円、上がることがあって、要するに2万円、最高そのぐらいかかるのだらうということで、それで50検体全部、市のほうの責任で全部検査することなのですか。

農政課長 これについては、茶業協会のほうに補助金として出します。昨年も200万円の検査費用、これは秋芽と春芽の検査費用ということで200万円を補助金として出しているところがございます。今回については、4月以降ということで、新しい新茶ができるということになってきますし、新基準ということもあります。またそれで、10ベクレルの抽出方法がまだはっきりしていない状況のところもありますが、今度は新茶の50検体の費用という形で計上しました。昨年、平成23年のときには県のほうでいろいろ若芽、早摘みのお茶についてを調べたところですが、1,000を超える若芽、早摘みの銘柄についてはしたところなのですが、せっかく県の職員のほうに問い合わせたところ、どのくらいの予算があるのというふうに向ったところ、1番茶と2番茶の2検体で、1工場から2検体ぐらいの予算というふうなことは

事前に伺っております。

以上です。

石田委員 精度が上がったということで10ベクレル以下ということになってくると、一般的に市民がぱっと考えると、では1ベクレル単位で出てくるのではないかと。1以下はちょっとわからないのですけれども。その場合に、機械というのはもう全然違う機械を使うわけですよ。私ちょっと聞いたのだと、今までの機械は大体数百万円ぐらいの単位だったものを恐らく2,000万円、3,000万円の機械ではないと測定できないだろうと。果たしてこの安い費用でできるのかなとちょっと心配になったものですから。それで同時に、実際抽出で、今度は飲用茶をやるわけなので、飲用茶を出す注ぎ方というのかな、その基準というのはいつごろ明確になるのですか。

環境経済部長 大きく2点ございます。1点目が10ベクレルに対応して検査機械が間に合っているのかというような言い方だと思うのですけれども、要は低レベルのものを瞬時にというか、時間をかけないではかるような機械の場合、大体1,500万円からおっしゃるとおり2,000万円ぐらいかかると言われているのです。要はセシウムというのは、セシウム134と137をそれぞれはかりますので、10ベクレルというのはこの足されたものが10ベクレルを超えてはいけないということなので、5ベクレルはかれる機械ではなければいけないということなので、実際の話。ということなので。ですから、1ベクレル単位で出てくるだろうというのはおっしゃるとおりでございます。これが今まである機械をそのまま使えるのか使えないのかということを検査機関に聞いたところ、時間を長くすれば使えるという機械もあるし、もう全く新しくしなければできないという機械もあるそうです。変な話ですけれども、ベクレル限界値が40ベクレルというような機械はもうそういう違う機械にかえなければいけないけれども、20とか15とかはかれていた機械は時間を延ばせばできるのだよということでございますので、検査時間を長くすることによって、今の機械でも要するに低レベルまではかることが可能であるということでございます。

あと、飲用茶の基準ですよ。いつまでできるのだということなのですけれども、本来であれば、もう出ていなければいけないのです。2月までにはつくりますというのが厚生労働省の言い方だったのですが、今食品安全委員会のほうと審議会のほうで、余りにも厳しい基準つくったために審議会のほうで附帯意見をつけるというような話で、その附帯意見のほうでがちゃがちゃ、がちゃがちゃもめているみたいですが、3月に出なければやりようがないので、4月1日施行でしょうから、これはもう近いうちに出るのではないかと考えております。あるところの新聞にも書いてありましたけれども、厳しくするのはいいけれども、検査が対応できないのではないのという、これは本当に我々も心配しているところです。いずれにしても、先ほど課長のほうが言いましたように、県のほうでは公的な機関としての中

立の立場での検査を今までどおり1工場2検体ずつぐらいやるよと。だけれども、我々今補助しているのは、生産者がその前に自主的にやるための費用を補助していると、こういうふうに考えていただければありがたいと思います。

以上です。

石田委員 私今の機械で余りはかれるというのは聞いたことないのですけれども、時間かければと聞いたことないのですけれども、実際に5ベクレル以下でかなり正確な数値を出すとすると、それこそ3,000万円とかかかるのではないかという話の中で、ゲルマニウムか何かの使った機械でやらざるを得ないのではないかというような話も聞いたのです。そういった点で、県の茶業研究所でも聞いてみたのですけれども、そしたらやっぱりその辺が方向が国から出てきていないと。では、どういう機械でどうはかればいいのかと、具体的な検体をどういうふうにしていくのか、それがないと、実質新茶の時期が来ても、市民にとってというか消費者にとっては恐らくこの10というのが決まったので、飲用茶については10以下で、例えば8とか7とかいう数字が出てこない、信頼性というものがつかめないのではないかと思うのです。そういった点は、こう考えていくと、私非常に新茶の時期が5月だけに、それに間に合わないような状況が生まれたら大変だなと思っているのですけれども、そういった見通しはどんなふうを考えていますか。

農政課長 これにつきましては、県のほうも、先ほども申し上げました平成23年のときに、9月から一月ぐらいの間で測定についてのスキーム、計画を組みましたので、今県のほうにそれをどういう計画でやっていくのだからというのを計画をつくってくれという要望はしているところでございます。おっしゃるとおり、検査機関の数にもよるし、精度の機械にもよりますので、お茶ばかりでなく、農産物のほうの基準も新しくなりましたので、その中で対応できるところが数が少なくなってくるのかなと思いますので、その辺のところ県で情報があつたらそれを入手して、なるべく早目にその対応について協会と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

石田委員 50検体というのについてお聞きしたいのですけれども、実際に1工場2検体と言っていましたよね。そうすると、25工場になるのかな。25の工場ですけれども、実際に前回のそれぞれ検査方法を見ていると、お茶の種類によっていろいろ全部やっていますよね。その辺は、今回どういうふうに考えているのですか。それ、ただ何でもそれで勝手に工場のほうで選んだお茶をやればいいのか、それともその中でいろいろな種類があるので、その辺の関係はどうなってくるのですか。

農政課長 先ほど申し上げましたのは1工場1番茶、2番茶の2検体ということで、それで例えば1番茶の中で測定するのが工場農家のほうから県のほうは提供していただいて、入間市に

100工場ほどあるのですけれども、そのところから100、県下では230ぐらいの工場があるということなのですけれども、県のほうでは230工場で1番茶、2番茶の2回計測するというので考えているということです。先ほど部長が申しあげましたように、流通できるかどうかの確認のものだということになるかと思えます。あくまでも新基準ができてきて、先ほど部長が言いましたように抽出方法がまだはっきりしていないということで、抽出、例えば荒茶、製茶で100ベクレルのお茶があったとします。それを新基準の測定の方法で抽出した結果、それが5ベクレルになったということになれば、大体20分の1という計算が成り立ってくるかと思えます。そういう中で、あらかじめ荒茶、製茶が大体何ベクレルの荒茶とか、そういうふうになれば、飲用のときにこのくらいになってくるというおおよその目安がつかのかなと思えます。そういう中で、例えば50ベクレルを切った新茶とか荒茶であれば、ほぼ50分の1になればそのくらいになってきますから、安全が確保できるのではないかという予想は、これはあくまでもその飲用をはかってみないとわかりませんが、あくまでもそういう予想は成り立つのではないかということは県が言っていましたので、ある程度荒茶のほうで数字を見ながら、飲用で大体このくらいになるのではないかという予想を立ててやっていくのかなと思っています。

以上です。

石田委員 私、例えば前回の昨年の検査したときというのは、例えば1つの工場なりお店でもって、例えば10検体、20検体みんなやっていたよね、いろいろな種類を。今度はその種類は一切関係なく、1種類やればいいという話なのですか。というのは、実際に現場でお茶としてつくられる中ではほかのお茶もまじってきたり、いろいろな要素ある。狭山茶だけではないわけですよね。いろいろなブレンドされたりしているわけですから、当然いろいろなお茶があると。その中で何を選んで、何を基準にして、1つ、1番茶と2番茶を調べれば全体が安全だという市民に、消費者にPRできるような要素になるのですか。

環境経済部長 今まで県がやって後手後手になったのは、出口調査をしたからなのです。要はお店に売る段階で商品ごとに調査するのですから、もう無数に出てしまっているという形なので。これからは入り口調査といいますか、要するに生産の荒茶の段階でやっていこうということなので、1つの農家で大体つくるのはさやまかおりとやぶきた、大きく言ってこの2種類しかございません。それをどうブレンドするかだけでもう30種類も40種類もお茶ができてしまうわけでございますので、大きく荒茶の段階でまず検査をして、抽出をして出ないものであれば、どうブレンドしても出ないのだよというような形になるのかなと思えます。要するに2種類なら2種類のものをブレンドする。よそから入れる場合は、全部それは安全なものしか入れられないことになっていますので、流通段階で、とりあえずそれは安全なものが入ってくるという形ですので、ブレンドしても結果的には安全なものになるだろう、こういう考

え方でございます。

石田委員 新茶の時期になると、多分九州だとか、本当に日本全国からいろいろなお茶が入ってきて、それが一定程度ブレンドされて出されてくるのだと思うのです。そういうときに、ほかから来たものは全部安全だというのはどこで証明されてくるのですか。

環境経済部長 それは、またこれからあれなのだと思いますが、基本的には東日本の静岡よりも以東の部分は、国は、汚染されているから、調べると、南側や西側については一切関係ないと、こういう話になっているので、いまだかつて調べてはいないのかもしれませんが、放射能汚染されていないという言い方しか言いようがないのです。変な話ですけども、今度飲用ですから、抽出したもの、液体でやるわけですので、非常に検査はしやすいことは間違いないのですけれども、なぜかという、1キロ、2キロのいいお茶を出すということはその製品だけで3万円も5万円も捨ててしまうような格好になりますので、そういう意味ではやりやすくはなるのですが、鹿児島から入ったお茶が本当にレベルゼロなのかというのは、確かにつかみようがないというのは事実なのです。いずれにしても、我々入間のほうからは絶対出さないよということで、荒茶の段階で、生産した段階ですべて調べていこうと、こういう考え方で今進んでいるところでございます。

石田委員 抜本的に検査費用をふやさないと、どうも追いつかないのではないかなという感じがしてしょうがないのですけれども。

あと、ちょっと別の話になりますけれども、お茶に関して東電からの補償というのはいつごろから被害者の人に渡されるような状況になるのでしょうか。見通しをお聞きしたいのですけれども。

農政課長 補償に関しては、大体7月ぐらいをめどにしているようです。ここでいろいろ委任状をとって、その作業にかかっておりますので、申告、3月で締めるところもございますので、その中で東京電力のほうに書類を上げて、出てくるのが7月、8月ぐらいというふうな話も聞いております。

以上です。

石田委員 今の補償というのは、平成23年度分の補償という意味でいいわけですね。

農政課長 そのとおりです。

石田委員 これ例えば入間で今お茶の関係で売り上げというのは大体9億円とか10億円ぐらいかと思うのですけれども、それに対してどのくらいのものが補償として全体として出るふうを考えているのですか。

農政課長 今回生産者、問屋さんもすべて含めておりますが、その中で90パーセントの中で大体出てくると思います。申請は、そういう形で申請しておりますので。ただ、それがすべて東京電力のほうでその数字を見るかとなると、その辺についてはちょっと疑問なところがございま

すので、申請額より若干下がってくるのかなとは思っています。

石田委員 あと、もう一つ別の問題で、お茶以外の関係で、今回新基準ができたことによって、実際にそれぞれ影響が出るものというのがありますか。野菜だとか、そういう関係では。

農政課長 特に今のところでは影響は出ないと思います。

委員長 特にお茶の関係でありますか。今大分。

では、金澤委員、別な事業から。

金澤委員 ちょっと大きく農政で考えさせていただいて、国で問題にしているTPPの問題については特にやっぱり水田関係は影響大きいと思うのですが、入間市の農政に限定して考えたときに、影響はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

農政課長 入間市の農政においては、入間市でお米のほうもほとんどつくっていない状況ですし、その辺については余り影響がないのかなというふうな感じで私はとらえております。

以上です。

金澤委員 その余りというのは我々のレベルと同じなので、農政担当者としてもうちちょっと具体的にお答え願えません。もしわかる、部長で。

環境経済部長 TPPの影響を予想するというのはなかなか難しいのですが、入間市の農業のいわゆる主力産業というのがお茶でございまして、お茶がどのぐらいTPPに影響するかということなのですが、関税撤廃等が行われると、やはり緑茶に関しては生産国としては中国、台湾、これがやはり生産国ですので、そこから安い製品が入ってくる可能性がありますので、影響が全くないということはないだろうと思います。特に価格の安いものについては、影響が出てくるものと考えております。それから、農産物の中で野菜類なのですが、このところ急激に輸入野菜がふえているという情報が入っています。皆様も農業新聞というのをたまに見ていただくとわかるのですけれども、大田市場とか、そういうところに入ってきているものは輸入のものが結構今ふえているという状況でございまして。というのは、要するに普通の野菜です。根菜類だとか葉物であるとか、そういうものがいきなりもう中国あたりから入ってきているという今状況でございまして。ですから、全く影響がないということはないとは思いますが、影響の度合いを金額で換算しろといってもちょっと今のところできません。しかしながら、お茶についても多少は影響ある。ただ、ほかの県や市の影響を受ける度合いよりはかなり少ないと、こういうふうに私は思っております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと驚いたのですけれども、お茶、特に中国、台湾あたりのお茶、中国茶と言われているものに対しては輸入の関税はかかっているのですか。というのは、ちょっと中国はTPP加盟しているわけではないから、関係ないとは思いますが、関税がかかっているのですか。

環境経済部長 私のほうもそこは不勉強で、ちょっとわかっておりません。済みません。

金澤委員 私は特に心配しているのは、やっぱり先ほど言われた葉物関係の野菜ですね。この時期ずっとアスパラなんかも含めて、ずっともう最近メキシコ産、スーパーで主力で売っていますけれども、野菜の、入間市近郊農業ということで野菜農家さんも頑張っている農家さんいらっしゃると思いますので、その影響はやっぱり避けられないのではないかなということと、あと数件単位ですけれども、やっぱり畜産農家さんもいらっしゃるの、特に畜産農家さん、豚肉などはやっぱり影響は大きいのかなと思いますが、その点、畜産農家に対する分析はいかがですか。

農政課長 畜産農家につきましては、肉牛が4件、養豚されているところが14件ございます。その中で、おっしゃるとおりに肉食に関しては、ここで肉牛の場合は去年の放射能関係で若干売れ筋が、稲わらを食べたということで、いわゆる風評被害によって影響を受けているということも伺っております。また、中央会を通じて補償の賠償にかけているということも伺っております。ということで、やはりいずれにしても非常に安い肉が入ってくるということは、市内の農家のほうもある程度打撃を受けるということは聞いております。去年の畜産関係の忘年会等に参加しても、やはり景気がなかなかよくなるらないのも言うておりましたので、その辺が懸念材料になるかと思えます。ということで、安いものが入ってくることによって影響は受けると思っています。

葉物関係につきましては、市内のスーパーに、市内の若手の農家についてはほとんどがスーパー出で、農協の一元出荷に取り組んでいるところは今だんだん少なくなっていくということで、地産地消の中では地元の野菜ということで信頼を受けて、消費者の方も購入していると思っております。

以上です。

金澤委員 わかりました。

次のちょっと話、次のテーマに移りたいのですが、有害鳥獣の駆除なのですけれども、折々に触れて最近ふえているハクビシンなどの被害については、いきなり家屋に入ってきて、駆除するのに大体20万円ぐらいかかるということで、特に高齢者のひとり暮らしで家を静かにしている屋根裏によくすみ込むということで、非常にやっぱり金額的な負担を訴えられる市民相談を何件か受けているのですけれども、また去年も言ったように加治丘陵のほうにカモシカとかイノシシとかという、最近やっぱり青梅やあちらのほうから入ってもきているというような情報も入っているのですが、これに対してずっと相変わらず4万円なのですけれども、駆除に対する補助金含めた何かご検討というのはされていないのでしょうか。

農政課長 この4万円につきましては、主にネズミとか野鼠、モグラとか、そちらの対応になっております。また、鳥の嫌がる線を張る購入に対しての補助金という形で支出しております。平

成23年度につきましては、ここで県の補助を受けながら入間市鳥獣害対策協議会というものを立ち上げまして、県の予算を活用しながら100万円を使っております。住居系のハクビシンにつきましては、ちょっとみどりのほうになるのですが、農作関係につきましてはその補助金を使いまして箱わなを買いまして、先日も金子公民館でその箱わなの設置の仕方とか注意を聞きながら、そこに農家の方を呼んで、講習会を開いているところです。また、先週なのですが、秩父のほうで鳥獣害を受けているということで、その協議会を通してみんなで研修に行ったりしております。あとは、箱わなと、あと電牧さくという電気が通るさくがあるのですが、その購入も充てて、試験圃場を借りながら実体験を見たりしているのが現状でございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時07分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、みどりの課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

みどりの課長 では、平成24年度みどりの課所管の当初予算につきまして、まず歳入の主なものからご説明申し上げます。

予算説明書22ページから23ページをごらんください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金4,527万7,000円のうち、みどりの課所管分は1,500万円となりますが、歳出の加治丘陵対策事業に関連し、(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の早期完成に向け、事業の促進を図る目的で国庫補助を導入し、用地取得を図るものであります。なお、その国費率は3分の1でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算説明書116ページから117ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目3公園費の大事業、公園等管理事業、中小事業、維持管理費4,335万3,000円につきましては、みどりの課が管理しております211カ所の都市公園などに係る樹木の剪定、除草及び害虫駆除等に係る業務委託費用が主なものでございますが、この中には委託料といたしまして新たに、巨木化した愛宕公園の樹木の間伐

及び支障のある枝の切除に係る費用として210万円を計上しております。これは、間伐等を行うことにより公園を明るくし、市街地の中心にある愛宕公園の利用促進を見込むものでございます。

次に、同じページでその下になりますが、大事業、公園等整備事業、中小事業、用地取得事業2,037万7,000円につきましては、(仮称)牛沢町多目的広場用地を取得するための費用でございます。これは、土地所有者から使用貸借契約満了後における買い取り申し出があったことに伴い、利用状況や地域の公園としての必要性を考慮し、公有地化しようとするものであります。

次に、予算説明書118ページから119、120ページをごらんください。目6緑化推進費の大事業、加治丘陵対策事業1億5,642万5,000円につきましては、加治丘陵内の山林を相続等の発生により平成23年度に土地開発公社が取得した山林、約1.34ヘクタールの買い戻しのための費用5,175万円及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用により(仮称)加治丘陵さとやま自然公園内の山林、約0.8ヘクタールを取得する費用3,200万円並びに社会資本整備総合交付金の活用による山林、約1.2ヘクタールの取得をする費用4,800万円が主なものでございます。この結果、平成24年度末の見込みで約94ヘクタールを保全用地として取得できる見込みでございます。

最後に、同じページになりますが、同じく目6緑化推進費の大中小事業、緑化推進事業1,904万5,000円及び大事業、市民の森整備事業、中小事業、維持管理費304万7,000円は、保護樹林及び市民の森における土地所有者への借り上げ料及び適正な樹木の管理を行うための費用が主なものでございます。

以上が当初予算の主な内容でございます。よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 118から119ページの目6緑化推進費の中の緑化推進事業、保護樹林の管理などについて伺いたします。

きのうも保護樹林を多分切っていた、463バイパスあたり切っていたのかと思いますが、木を切るなというお話をいただいたのですが、大体同じ場所に関して、木を切るなという人と木を切れという人が同時に私のところに来るわけですけれども、多分同じようなことを市民の声はいただくとおもうのですが、こういった場合はどうやって、どっちに振るのでしょうか。

みどりの課長 私どもみどりの課にすれば、やはり市街地の緑を保全していくのだというのが第一義的な考えでございます。ですから、基本的にはなるべく切りたくはない。ところが、適正な

管理が従来やっていれば、これだけ高木化することはなかったはずなのですが、その辺の管理、適正な管理が今までできてこなかったということで、いきなり巨木化しているということがございます。せんだって台風15号がありましたけれども、相当な被害が出ました。倒木、立ち枯れ。相当な市民の方にもご迷惑をおかけしているということもあるし、今後また同じようなことがあれば、当然予測されることがあれば、やはりそういった木を切ってほしいという要望があれば、皆伐ということではなくて、必要最低限の樹木の剪定、それから樹木の枝おろし、これはやっていかなければならないのかなと思っております。

関谷委員 保護樹林に限らず、樹木の伐採、剪定等なのですけれども、例えば切ってほしいという依頼があったときに、その周辺を回って、反対意見の方が必ずいるので、その調査はするのか、それともしないのか、どうでしょうか。

みどりの課長 まず、基本的には現地を確認させていただきます。その現地を確認させていただいて、必要があれば、もちろん住民の方、基本的には自治会の会長さん等のお声を伺うわけですが、その要望に沿った形で対応させていただきたい。ただ、いずれにしても予算とも関係がありますので、対処できるものとできないものがございますし、基本的には残していきたいのだけれどもという中で、やはり区長さんのほうでどうしても切ってほしいということ、例えば桜等があったときに、やはりなかなか切れないわけなのですけれども、どうしてもやっぱり枝が家屋のほうに伸びてくると、あるいは枝というか、根っこが軒下というか、土台のほうに入り込んでくるなんていうこともあるものですから、そういう場合は対処させていただくということでございます。

関谷委員 済みません。ちょっとよくわからなかったのですが、必ず切りたい人と切りたくない人と両方いるわけなのですが、切ってほしいという声をいただいたら、そこの自治会長のところに……自治会長さんが切ってほしいと言ってきたら、切ってほしくないという人をわざわざ調査して探したりはしないのですよね。

みどりの課長 はい、そうです。ですから、要望として、自治会長さんが集約していただけるときと、あるいは住民の方が直接おっしゃっていただくと、両方ございます。ただ、いずれにしてもまず現地を確認するというのが最初で、その後やっぱり地域の自治会長さんにお伺いをするというところでございます。

金澤委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、加治丘陵の対策事業なのですが、前年度に比べて大幅に金額的には減っているわけなのですよね。いろいろな工事の関係があるので、でこぼこはあるとは理解した上でお聞きしますけれども、今回のこの金額、1億5,600万円超、この金額については、担当課としては要望額はもうちょっと上だったのか、それともあくまでも工事の予算額を見ながら今回ことはこれぐらいになったのか、その点についてのまず判断をお聞かせください。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 加治丘陵の対策事業の平成24年度予算につきましては、委員さんが今おっしゃったとおり、具体的には工事請負費が前年度が5,030万円の当初予算だったものが今年度が241万5,000円ということで、こちらのほうが大幅に減っているということが主な減額の要因になっております。この工事費につきましては、現在平成23年度末で加治丘陵さとやま自然公園の中の山仕事の広場が完了するというので、次の施設整備は基本的に平成25年度に冒険の森の休憩園地を整備するというような計画になっております。その後、整備計画を新たに来年度あたり策定をしまして、具体的な用地取得と整備の内容を決めていきたいというふうに考えております。また、今年度の予算につきましては、一部かなわなかった部分がございますが、おおむね要望どおりの予算を採択していただいたのかなというふうには考えております。

以上でございます。

金澤委員 去年、平成23年度が山仕事の広場で3,500万円ということで大きな金額かかっていますので、その分がへこんだのかなというふうに思っているのですけれども、ただやはり加治丘陵公有地化、公園計画については、やっぱりこれは未来への投資だという意味で、しっかりと計画的にやっていく必要があると思っていますので、これについてはしっかりと、さらに頑張ってくださいというふうに思います。

あわせて、特定防衛施設周辺整備調整交付金ですか、これの使い方というのがことしのやっぱり目玉なのかなということで、ふえた分が2,000万円ふえたわけですけれども、それを丸々加治丘陵に充当しないで、他の福祉的要素に充てたという意味では、入間市としての交付金の使い方に新しい展開ができたなというふうに考えていますけれども、その点についてはどのようなご意見なのでしょう。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 加治丘陵での特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、平成13年度から活用させていただいておまして、区域は学習の森ゾーンを中心とした25ヘクタールの用地取得と施設整備に充当しております。担当部署でございます北関東防衛局との協議におきましては、現在の計画の期間が非常に長期であるということから、現計画につきましては平成25年度の完了を目指して、完了するようにというご指示がございます。現在は、残りの区域の用地取得と、先ほどお話をさせていただきましたが、一部の施設整備を終了をいたしまして、完了目指しているということでございます。また、調整交付金につきましては、法律改正から、いわゆるソフト事業への用途も拡大をしたということで、今年度から加治丘陵以外にも使用させていただくということで、企画部門のほうとの調整をしているわけなのですが、今後の調整交付金の活用なのですが、平成25年度に現在の計画区域を完了した後も、できれば引き続き活用させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

金澤委員 今の答弁の中でちょっとひっかかるというか、腑に落ちない点があったのですが、防衛施設の整備局のほうで平成25年度までに終了させるように云々のくだり、もうちょっと説明していただけますか。何か縛りがあるのですか。

環境経済部長 110.2ヘクタールの今公園都市計画決定してございます。そのある一部分を防衛としては補助対象にしますよと、これは法律的に何もないのですけれども、防衛局のほうで、この部分を補助しますよということで、今の山仕事の広場の付近を補助しますよということで補助してあるわけです。それを平成25年度までに一回けりつけなさいと、終わらせないと。110ヘクタールあるわけだから、そのほかにまだほかに計画するところで、また新たに3年ぐらい、もしくは5年、最高でも5年ぐらいで整備できるようなエリアを設定していきなさいと、こういう指導なのでございます。意味は、そういう意味でございます。よろしく願います。

石田委員 加治丘陵だとか、全体なのですけれども、今雑木林がほとんど放置されたままですよ、どこの場所も。本来だと20年か、遅くとも30年ぐらいすると、かつては全部伐採して、またそこに新しい芽が出てきて、更新していたのだと思うのですけれども、その辺が今全くされていらないというか、利用価値もないという面もあるでしょうけれども、そういったところに対する指導というのはやっぱり私はすごく今必要な感じがするのです。中には50年、60年ぐらいたったのではないかという膨大な大きさになってしまって、逆にそれが民家の近くなんかあると、台風のたびにその枝が折れたりとか、いろいろなが出てきてしまっていると。その辺の指導は、具体的にどういうふうにしているのですか。

みどりの課長 具体的な指導というお話ですけれども、基本的にはやっぱりできないでいるというのが現状でございます。例えば加治丘陵等にすると、公有地化したところはNPOですとか山林管理ボランティアの方々に管理をお願いしているということで、下草刈り等の管理はできているところなのですけれども、市街地のいわゆる保護樹林等になってくると、これはもう正直言います市のほうに土地所有者からお貸しした時点で、市が指定、保護樹林として、あるいは市民の森として指定した時点から、もう基本的には管理は放棄されたというような形で、基本的には私どもが管理をするということの前提の中でお借りをしているわけですけれども、ちなみに今年度保護樹林、それから市民の森関係で、保護樹林ですと230万円ほど、市民の森ですと126万円ですか、公園で315万円というような形で、いわゆる伐採あるいは枝の切除という形の予算をちょうだいしているわけですけれども、そういった中で優先順位をつけながら、毎年同じような答弁になりますけれども、管理をしていくとしかもう。ですから、いわゆる市のほうで管理をせざるを得ないというような状況でございます。

石田委員 市のほうで、具体的に地権者にとしてみると保護樹林だとか、そういう形でお貸ししてしまうと、すべてお任せみたいな感じになっていると思うのです。だから、逆に市のほうが、あ

る意味ではその必要というかな、利用できる段階で伐採しないと、それこそ大き過ぎて使えなくなりますよね。例えばシイタケの原木で使うにしたって、余り極端に太い木というのはもう使いようがないですよ。だから、そういった意味では、ただ単に保護するというのではなくて、その活用も考えて、一定の時期が来たらやっぱり伐採して、また新しい芽を出させるということも考えてやっていかないと、今後ただ大きくなり過ぎて、近所から苦情が来るだけで、緑を減らすだけになってしまうのではないかと思うのです。だから、その辺の新しい研究課題としてやって、所有者の了解も得ながら、一定の20年なり30年の周期で伐採するとか、何かそういった方法を考えていくべきではないのでしょうか。

みどりの課長 保護樹林について言えば、今基本的には借り上げ型というのがほとんどで、実は奨励型というのが本来の形なのです。奨励型ですから、管理は土地所有者の方がやっていただくという形の制度に実は戻っていきたいと思っているのですけれども、ただなかなかやっぱり契約が10年あるいは20年等の更新、契約の中で、そういった契約更新の段階ではないと、なかなか途中ではできないという部分がありますので、契約更新時に奨励型にまず変えさせていただくような努力をしていきたいというのが1点と、あとやはり定期的な管理という中で、せっかくだいたいた予算ですから、有効な活用をさせていただくということで、萌芽更新というような形にはなかなかならないのですけれども、それに近い形での管理ということをしていきたいというふうに思います。

石田委員 具体的に雑木林や何かの活用方法というのはどんな、例えばチップにするとか、いろいろあるかと思いますが、方法としてはどんな方法があるのですか。

みどりの課長 今回初めてなのですが、たまたま農村環境改善センターでシイタケのほだ木が必要だということになりまして、保護樹林の、これコナラだったのですけれども、それを活用していただいたというような事例がございました。

〔(そのほかに) と言う人あり〕

みどりの課長 そのほかについては、これ加治丘陵の中でさとやま探検隊の中で、ふろの板ですとか、あるいはこういったコースターをつくったというようなことがございました。

石田委員 市のほうで直接やるというのも一つの方法ですが、所有者に直接やってもらう方法も、保護樹林だとか指定していないところについて、やっぱりそういう方法になると思うので、その辺も研究して、やっぱり今後有効活用というのかな。同時に、雑木林が一番健全な方法で保てるようなことを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のものの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて審査に入ります。

まず、道路管理課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

道路管理課長 それでは、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち、経常経費を除きました道路管理課所管の主な予算並びに大きく変わった項目を中心にご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。予算説明書18ページから19ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節1道路橋りょう使用料、大事業、道路占用料は、電柱、通信地下ケーブル、ガス管及び広告板等の道路占用料でして、前年度対比4万1,000円増の7,708万8,000円で計上いたしました。

続いて、22ページから23ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、大事業、社会資本整備総合交付金154万円は、交付金の対象となる56キロの長寿命化修繕計画策定事業に関する交付金、補助率10分の5.5になりますが、そういった補助金であります。以上で歳入の説明を終わりにいたします。

続いて、歳出について説明いたします。110ページの下段のほうから113ページの上段にかけてでございますが、款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、大事業、都市基準点測量委託事業1,071万円ですが、例年ですと2級基準点、基準点というのは位置を定めるのに基準となる測量点でございますが、その2級基準点の設置を実施しているところですが、平成24年度はさきの東日本大震災による地殻変動によって既存の基準点が移動してしまいましたので、国土地理院の指導のもと、基準点の水平方向のずれを座標補正した後に点検測量を行うものでございます。

続いて、目2道路橋りょう維持費、大事業、道路等維持管理事業、中事業、諸施設管理事業、小事業、維持管理費2,648万1,000円につきましては、入間市駅南口交通広場ほか、諸施設の維持管理費用でございます。なお、平成24年度からは入間市駅北口のエレベーターが完成したことに伴いまして、それに関連する維持費約190万円が増額となっております。

同じく大事業、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業294万円は、先ほど歳入でも説明しましたように、社会資本整備総合交付金の対象となります56キロの修繕計画の策定を予定しております。平成25年度に残り142キロの修繕計画を策定しまして、平成26年度以降に修繕計画に基づきました修繕工事、またはかけかえの工事等を実施していく予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 歳入からお伺いします。18、19ページ、款14の使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料の道路橋りょう使用料でお伺いします。

武蔵藤沢駅の自由通路はここでよろしいかと思うのですけれども、そこに広告場所がありまして、有料広告事業なのですけれども、あきの2カ所はずっと1年間あいていたと思うのですけれども、ここに関しては値下げをするとか、そういったことはお考えになると1年前に言っていたのですけれども、お考えになったのでしょうか。

道路管理課長 値下げ等も一応考えてはみたのですが、いわゆる広告をやっている業者さんというのですか、そういう方に聞いてみたのですけれども、値段決して高くはないということなのです。それで、今現在あいている2枚のところ、そのままずっとあけておくのももったいないので、例えば万燈まつりだとか、市で大きなイベント事を行ったときに、今公共の掲示板というのが有料の掲示板の通路の反対側のほうにあるのですが、そちらのほう結構いっぱいございまして、どちらかという、そちらは公民館なんかを主としたちょっと細々とした広告が多いのです。そういった広告を張られた中に、どちらかという万燈まつりみたいな大きなものとポスターも大きゅうございますので、そういったものを今とりあえず活用させていただいているということで、お客さんを来るのを待っているという状況でございます。

関谷委員 値下げ等も検討したけれども、結果的に値下げは行わない。行わないのはいいとしても、でも1年間結局有料広告はとれなかったわけですね。このままでお客さんがついてくるとは思えないのですが、例えば値下げをしないならば、あの1面を半分に区切って、半分だけ使うのだったら使用料も半分ですよとか、または先ほどおっしゃっていた反対側の公民館事業とか、いっぱい張ってありますけれども、あちら側を有料広告にするとか、私の頭だとそのくらいしか浮かばないのだけれども、そういった値下げ以外のほかの対策については考えてみてはいかがでしょうか。

道路管理課長 そういった半分割りということもないことはないと思います。ただ、1つ言えるのは、お客様のニーズというのがあるわけです。私もそうやって一応営業はしておるのです。いろいろなところへ行って、病院だとか食品会社だとか、ところへ行って、どうですかではな

いのですが、何せ今景気悪いから、やらないというのは、そういったもう少し値段を安くしたらとかいう、そういう話ではないのです。ということで、そういうお話が出てくれば、例えば値段を半分にして、半分でいいからというふうに、そういうお話があれば、またそれはそれとして検討しようかと思えますけれども、今のところ私もそういった話がないものですから、今の段階では考えていません。

以上です。

関谷委員 営業はしているということなのですから、このままだと、どう考えても、ではあいたままほっておくとか、そういう感じがしてしまうので、ぜひもうちょっと考えてみていただきたいと。例えば反対側、反対側のほうが見やすいですから、そちらを有料広告にしていとか、そういったことも考えていっていただきたいという要望にとどめておきます。

石田委員 道路占用料7,708万円と、最近道路占用料というのはもうずっとしばらく据え置いたままかなという感じがするのですけれども、何年ぐらい据え置いているのかと、今後これ見直すというのは考えていないのですか。

道路管理課長 定かではないのですけれども、10年近くはやっていないと思います。もちろん戻ればわかるのですけれども、今その資料持ってきていないのですけれども。では、その値段を見直さないのかと、そこが一番ポイントだと思うのですけれども、現実問題入間市の今道路占用料は他市に比べて非常に高くなっております。これはなぜかということなのですが、国土交通省のいわゆる道路法施行令というものがあるのですが、その施行令の中で、いわゆる道路占用料の見直しというのが過去2回ほど行われているのですが、そのうちの1回が非常に大きな大改正を伴いまして、その時点で入間市はその大改正に乗らなかったというのでしょうか、そのままにしたのです。他市の場合は、その大改正に乗ったものですから、非常に値段が安くなったという状況なのです。入間市は、そのままにしたものですから、どちらかという高いという状況です。ここで去年にやはり道路施行令が改正をされまして、それでやはりこれもちょっと大改正に近いのですが、それでそのときに国並びに埼玉県は改正したのですが、他の市町村、もちろん入間市も含めてなのですが、その改正には皆さんいわゆる二の足を踏んでいるという状況でございます。それはなぜかといいますと、さらにまた値段が下がったのです。下がったものですから、そうすると今こういう時期でございますので、収入が少しでも多く欲しいわけでございますので、そのことを他の市の道路管理者も皆さん非常に困ってしまして、国はそうは言っているけれども、そのまともにはできないよねということで、いわゆる横の顔を見ているというか、他市の状況を今見ている状況です。今そんな状況です。

石田委員 基本的にはそれぞれの自治体で決めることでしょうか、条例に基づいて全部やっていることだから、それでいいかなと思います。

あと、もう一点は、都市基準点の測量委託事業1,071万円、この地殻変動による移動というのは実際にどのくらい、どんな形で生じているのか。都市基準点というのは、これ入間市で何カ所ぐらいあって、どんな基準でつくられているのか。

道路管理課長 ちょっと繰り返しますけれども、地殻変動がどのくらい起こったかということによろしいでございましょうか。入間市は、聞くところによると、東側に約22センチ動いているそうです。これ参考なのですが、牡鹿半島で5メートル30センチ動いているそうです。いわゆる東日本全体が東のほうに全部引っ張られているという状況なのだそうです。

あと次に、点数のお話があったかと思いますが、今現在入間市のほうにある基準点とされているものが、約ですが、1,300点ほどございます。その1,300点につきまして、いわゆる補正計算といいまして、国土交通省のほうから補正をするためのソフトを無償で与えられまして、そのソフトに基づいて計算をまずいたします、その約1,300点を。そのうちの約1割、ざっくり言えば約1割なのですが、ですから大体100点ぐらいになろうかと思いますが、それを今度実際にはかってみるわけです。要するに計算上で出た値と実際に実測した値とどれだけ差があるのかと。その開きによっては、もう大丈夫だよ、もうこの計算をした値でそのまま入間市内は全部大丈夫とするのか、もしくはそれが外れたら、もうだめだということであるなら、ではどこまでどんどん、どんどんはかるのを広げていけばいいのかというのは、これ実際やってみないと何ともわからないのですが、とりあえずそういったことをやろうと思っております。

石田委員 この予算の根拠の1,071万円というのは、何を根拠に出ているのですか。

道路管理課長 一応そういったものの積算基準というものが国のほうから示されておりますので、その積算基準に基づきまして担当のほうではじいた値でございます。

石田委員 もう少し中身をわかるように言ってくれますか。

道路管理課長 その積算の内容でございますが、先ほど申し上げましたとおり、座標の補正に約1,300点をいたしまして、それとあと点検測量といいます、その測量につきまして、例えば1級基準点を11点、それから2級基準点を19点、それから3級基準点を16点、それから4級基準点を37点という形で測量していくと、要するに先ほど言いました点検をしてみるということの内容になっております。

金澤委員 ちょっとこれ担当になるのかどうか確認させていただきたいのですが、説明書28ページの県補助金で、真ん中に土木費県補助金2,000万円がこれ廃目になっているのですが、これはどちらの担当になりますか。

委員長 幾らだっけ。

金澤委員 2,000万円マイナス。

委員長 28、29ページ。

金澤委員 28、29。

委員長 2,000万円、どこにあったっけ。

金澤委員 真ん中、県委託金の上です。廃目になっている。

委員長 前年度、ゼロになったということね。わかる。これはどこ。

〔(ちょっと今調べます) と言う人あり〕

委員長 土木費県補助金で前年度が2,000万円で、ゼロになっているということ、今回。これは、担当はどこになるのだな。

金澤委員 これ前回北口エレベーターで駅づくり事業補助金で2,000万円ついているのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

金澤委員 区画整理ですか。去年ついたのは、北口のエレベーターの補助金なのですけれども。

道路管理課長 みんなの親しまれる駅づくり補助金というのがたしか県の補助金がありますよね。それだと思います。

金澤委員 これは、あくまでも北口のエレベーターで臨時に受けたので、今回はもう廃目したという理解でよろしいわけですね。わかりました。

続けさせていただきます。それで、新年度からは道路整備課と道路管理課含めていろいろと事業を再構築されるということで、引き継ぎ等いろいろとあるとは思いますが、それを含めて、ちょっと担当課のご所見伺いたいのですが。

道路管理課長 私どもは、維持補修に関するものが業務が道路整備課のほうから私どもに来ます。それから、整備課のほうは今度都市計のほうの街路事業のものは整備課に来るといような形になる。私どものほうだけお話をさせていただきますと、そういった意味で直接、よく市民の方並びに議員さんたちもいわゆる市民からの要望として、ここを直してくれとかいうようなどちらかという身近な補修の件ですか、そういったものを今まで整備課のほうで受けていたかと思えますけれども、そういったものが今度私ども道路管理課のほうで受けて、私どもで処理をしていくということになります。それに伴いまして、もちろん職員がふえますので、いわゆる現業職の方が直接行って直すこともあれば、工事屋さん、もしくは業務委託を出し、清掃をお願いするということ、その一切合財が全部私どもに予算が来るといふふうになっております。そういうことでよろしいでしょうか。

建設部長 お答え申し上げます。

組織を新しくいじったということでございますけれども、特に道路管理課については水の関係だとか、そういう部分のいろいろな一つの窓口として、それを一手にそこで受けて、それを必要なところへ回していくといような形のものにしていきたいといようなこともございまして、組織を見直したということになります。それと、直接影響するのは一般の市民の方からそういう要望等を受けて、苦情も当然穴があいているとか、そういう緊急性を要す

るものがありますので、そこで受けたものがすぐ事業に反映ができるというような形になっている組織だとは思っておりますので、1つ窓口が大きく統一されていくというような形になるかとは思いますが。

以上です。

金澤委員 いろいろと人員の計画、組織の見直し含めて、一回ガラガラやって、ポンしたということで、それはそれで1つ組織をいじること自体は新しい活性化にはつながると思うのですが、せっかく今回そういう仕分けをして、組織がえをしたわけなので、何かこれまでと違った新しい視点というか、そういうお考えというのはないのですか。例えば雨水管理、これまでいろいろと問題になってきましたけれども、どこがやるのですかと言ったところで、いや、建設部全体でやるのですというような、正直言って私からすると、ちょっと責任の所在があいまいであったかなという、下水と雨水、雨水のちょっとあいまいなわけですね。そこらを含めて何か新しいお考え、発想というのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

建設部長 今申し上げたとおり、雨水、公共下水道もございますけれども、全体的な雨水対策というようなことについては道路管理課がその窓口になっていくと。たしかこれ一般質問のときにもそういう形でお答えを申し上げたと思いますので、それがはっきりした形で運用ができるというような組織として機能を果たすように努力をしております。

以上です。

金澤委員 具体的に今後雨水管理に関しては、雨水排水に関しては道路管理課が責任持ってやるということで、所管事務ということで理解してよろしいわけですね。

建設部長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、道路整備課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

道路整備課長 議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち、道路整備課所管のものについて概要をご説明いたします。予算は、歳出のみであります。

予算説明書の112、113ページをお開きいただきたいと思います。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう維持費のうち、大事業、道路等維持管理事業、中事業、委託事業3,499万5,000円は、街路樹の剪定や道路側溝等の清掃、草刈りなどの業務委託費であります。

次の中事業、直営事業2,745万9,000円は、現業職員が行う道路等維持補修に係る原材料費

及び機械器具借り上げ料が主なものであります。

次に、大事業、道路等緊急補修事業7,500万円は、道路パトロールや市民からの通報、要望等により発見された道路、水路等の危険箇所、破損箇所等を緊急的に直すための補修事業費であります。

続きまして、114、115ページをお開きいただきたいと思います。目3道路橋りょう新設改良費のうち、大事業、道路等整備事業、中事業、道水路整備事業8,283万3,000円の内容につきましては、予算参考資料の21ページをごらんいただきたいと思います。上段の表に記載されていますとおり、上藤沢・林・宮寺間新設道路の用地測量修正業務委託、市道F37号線路線測量業務委託、市道幹27号線及び46号線道路改良工事が主なものであります。

次に、大事業、道路等整備事業、中事業、舗装補修事業2,518万9,000円の内容につきましては、中段の表に記載されていますとおり、市道幹24、29号線及び市道D125号線、F108号線の舗装補修工事が主なものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 道路の関係で市民からいろいろ苦情来たり、いろいろな形で改善してもらっていると思うのですが、道路そのものの全体的なものというかな、維持補修していく、そういったものを計画する必要があるのではないかと時々お話ししているのですが、新年度で何かそういった形で、例えば10年過ぎた道路とか、20年過ぎた道路とか、いろいろとあると思うのですが、そういう点でのチェックというのは一切する計画はありませんか。

道路整備課長 全体の補修計画ということなのですが、担当課では市内全体、幹線道路、一般市道含めて、どこの道路が悪いかというのは大まかには把握しておりますので、その把握した結果に基づいて、実施計画に舗装補修事業ということで、計画的に整備していこうということで路線を、全部で相当数あるのですが、上げて、大変厳しい財政状況の中ですが、ついた路線から順次やっていくということで、それでも老朽化というか、かなり状態が悪い路線は多くありますので、それらのものについては部分的には小規模な補修になってしまいますけれども、それは緊急事業費の予算を使って対応しているような状況でございます。

以上です。

石田委員 全体の計画把握しているということなのですが、全体の状況の中で実際に、例えば市民からの苦情だとか、郵便配達の人たちからとか、そういった形でいろいろ要請が来て初めてそこを検討するという形ではないのですか。計画的にやっているのですか。

道路整備課長 市民の方とか、あと郵便局の職員の方から来る通報は、道路に穴があいたとか、明らかにそこを走行する上で危ないところということで通報が来るのですけれども、うちのほうは、穴があいたとか、そういうことだけではなくて、状態というか、穴があいているとか、そういうことではないのですけれども、交通量、大型の通行量が相当多いということで、振動が物すごくあるとか、そういうところが幹線道路なんかでは多くあるのですけれども、だからうちのほうはそういう市民からの通報、また郵便局員からの通報以外に、現場のほうを確認して、先ほど申し上げました交通量とか、振動とか、そういうものを考慮した上で、悪いところを実施計画に上げて、順次やっていくような計画を立てておるのですけれども。

以上です。

石田委員 そういった計画の中で、もちろん今度の新年度で予算化できたところとできていないところがありますよね、当然。今後例えば数年間でも結構ですけれども、どのくらいの路線を一応頭の中に描いて、構想の中で準備を進めてきているのでしょうか。

道路整備課長 平成24年度は、路線でいいますと、ここに、予算説明書に書いてあります幹24号線、幹29号線、D125、F108ということで4路線で、それ以外でも相当悪い路線がございまして、今実施計画に計上している路線が幹線道路と一般市道合わせて16路線ということで、実施計画に計上して、随時計画に従って補修のほうを進めていこうと考えております。

石田委員 実際には予算と同時に人を確保しないことには事業としては進められないのだと思うのですけれども、具体的な問題でちょっとお聞きしたいのですけれども、上藤沢・林・宮寺間新設道路を予定していますね。平成24年度は、これは具体的にどんな内容になるのか、事業が。それと、地権者に対する説明会みたいのをまた計画しているのですか。

道路整備課長 平成24年度の予算の内容なのですけれども、用地測量の修正業務委託ということで、歩道幅員が3.5メートルであったものを2.5メートル、両側で2メートル狭まったわけですけれども、それで全体の道路幅員が14.5から12.5メートルになったわけでございます。それに伴いまして、当然幅員が変更になりましたので、改めて用地測量する必要があるということで、用地測量するわけでございます。

それと、説明会についてなのですけれども、今年の12月20日に所沢市と共催で合同の説明会を実施しまして、現在の事業の進捗状況、今後の予定等、完成予想図と、あと平面図を見ていただきまして、説明したわけなのですけれども、去年の12月20日にやって、その前が平成18年で、大分期間があいてしまったので、説明会やったのですけれども、これまた今年の12月20日にやって、これ以後また事業の進捗状況を見て、説明会のほうもやるような形になると思いますけれども、具体的にいつごろかというのは今のところまだわかっておりません。

石田委員 その点は、ではわかりました。

それと、F37号線、これようやく具体化してきたなという感じなのですけれども、今年度、

平成24年度ですか、路線測量ということで、7.5から10メートルになっていますけれども、これは215メートルというのは県道から不老川までの区間なののでしょうか。それと、幅の広いところというのはどういうところが12メートルなののでしょうか。

委員長 12メートルではないよ。10メートル。

石田委員 7.5から10メートル、ごめんなさい。10メートルね。

道路整備課長 この施工区間につきましては、県道の川越入間線から不老川ということで215メートルでございます。幅員につきましては、7.5から10メートルということで、標準の幅員は7.5メートルで、あと県道川越入間線のところ、どうしても右折車線とか設けるような形になりますので、県道川越入間から、まだ詳細な設計はしていないのですけれども、100メートル近く広がる部分が出てこようかと……100メートルないです。済みません。70メートルか80メートルぐらいだと思っておりますけれども。

石田委員 全体が215ですから、そんなに距離的にも10メートルのところないのかなと思います。

あと1点、ちょっと教えてもらいたいのは工事請負費で西武2号橋というのがありますね。これは、どこの話なのですか。それで、どんな内容なのですか、橋りょう改修というのは。

道路整備課長 場所は、仏子のニュータウンがございまして、そこに調整池があるのですけれども、調整池のバイパス側ですか、北側なのですか、そこに用水路があるのですけれども、入間北部第二用水という用水路があるのですけれども、そこと市道100号線が交差している部分が西武2号橋なのですか、市道の部分で一部、2号橋の際なのですか、民地の部分をちょっと道路が食い込んでしまっているというような状況で、それでその食い込んでいる分を、食い込んでいますので、今度道路を幾らかニュータウン寄りにどうしても動かさなくてはいけないということで、それに伴って、2号橋ですか、ボックスカルバートタイプの橋梁なのですか、上流側に約4メートルほどどうしても道路がずれますので、同じように上流側にボックスカルバートを埋設して、車両等が通行できるようにすることで、西武2号橋の補修工事を平成24年度に実施することになっております。

石田委員 もともと改修、改良せざるを得なくなった要因というのは、西武の分譲して、あそこをつくったときの話なののでしょうか。原因はどこにあるのですか。

道路管理課長 定かなことはわからないのですけれども、多分ですけれども、西武ニュータウンをつくったときに、その道路をいわゆる工事用車両が入るための仮設の橋をつくったのだと思うのです。その橋自体がいわゆる角度が本来の道路の位置ではなくて、いわゆる車が走った跡というのですか、その側につくってしまったみたいなものなので、そうすると、よくよく見たら行き先は民地に入ってしまうと、その道路が。要するに橋の角度が鋭角に入り過ぎていてというのですか、それを正式な形に戻すという形で、地主さんのほうから随分しかられまして、長年ずっと民地を道路に使っていたものですから、そんなことが境界確定を

する段階でわかりまして……失礼しました。下水道工事を、公共下水道を入れたのです。入られて、それで境界確定をしたら、そしたらそういう事実が判明しまして、大層怒られまして、これは何とかしなければならぬということで、そういった工事をしたいわけでございます。

石田委員 当然あれだけの大きな分譲地だし、それなりに検査もちゃんとされているのではないかと思いますのですけれども、そういう中でこういう問題が生じてしまったというのは余り聞いたことないのですけれども、その要因はどこにあるのですか。例えば当時だと飯能土木かもしれませんけれども、どこかで必ず県か何かを検査しているはずですよ。その点はどのようなのですか。

道路管理課長 今回の橋自体がいわゆる開発の区域の外にあるらしいのです。なもので、開発のときのできたものではないということだそうです。

金澤委員 今回の石田委員の質疑に関連して、市道F37号線、今年度、平成24年度が測量委託料が361万2,000円ついたということで、地元住民にしてみれば、本当に新しい芽が出てきたなという気がして、大変喜んでいるのですけれども、実際その後なのですけれども、問題は、実施計画見させていただいたら、どうもあのときいただいた答弁とは時間軸がちょっと違うなという気がしているのですけれども、あのときの答弁では、平成24年度になったら測量を入り、平成25年度以降用地買収に入るということで、非常に力強い答弁だったのですが、この間来た実施計画を見させていただくと、平成25年度の土地購入費が93万8,000円、平成26年度でも295万8,000円ということで、これ何年かけるつもりなのかなということで非常に不安になっているのですけれども、用地買収の全体の費用と今後のスケジュールというのはこれどうなってしまったのですか。

道路整備課長 まず、今後の予定なのですけれども、平成24年度に、ここに計上してありますように、路線測量ということで実施しまして、その後平成25年、平成26年で用地買収、平成26年度に県道の川越入間線から約70メートルを工事を予定していまして、その後平成27年に残りの145メートルを実施する予定になっております。それと、先ほど言われました93万8,000円と29万5,000円ですか、この金額については用地を取得するに必要な費用ではなくて、債務負担行為を起こして償還する分の金額なのですけれども。

金澤委員 では、ちょっと私の聞き方が悪かった。では、聞き方変えて、その37号線の25、26の用地買収の費用というのは、実施計画上どこを見ればいいのですか。

道路整備課長 実際に取得する金額なのですけれども、用地のほかに、あとこれから線形を決めるのですけれども、建物の補償とか、そういったようなものもかかってきますので、それらについてはこれから測量して、調査して、そういうものの結果が出てこない、どのぐらいかかるかというのは今のところ、どのぐらい費用がかかるのかというのは今のところまだつかんでおりませんので、幾らかとは申し上げられませんが、ちょっとご了承いただきたいと思

います。

金澤委員 正確なところは出ないのは、私も重々承知しているのですけれども、他の用地買収含めた必要な路線の工事ではもう出ていますよね、それが積算が。出ているのもありますよね。ということは、平成24年度中に測量を行って、その積算をもとに25、26の実計のローリングをして、その時点で初めて実計にのせるというふうな考えでよろしいのですか。

道路整備課長 それでは、用地担当の深澤主幹のほうからちょっと説明しますので。

道路整備課主幹 まだ実際に測量とか、建物調査とか、地権者の了解、この路線を整備していかどうかというところの地権者の了解まず必要なわけですね。それが終わらないと測量にも入れないという部分がありますので、都市計画道路のように都市計画決定して、すばっと入っていると、面積なんかはすぐ出るのですけれども、まだ線形が確定したわけではないので、実施計画上もあらあらの数字で、土地開発公社のほうに代行買収ということで実施計画のほうでは組んでいます。どういう書類が皆さんのところにお手元に行っているのかわからないのですけれども、実施計画の数字というのはそのときの要するに先行した公社の償還金のうちの利息分なのです。そういうことで極端に少ない数字、最初利息しか返していなくて、3年なり4年計画で最後の年にどんと返すというような形になっていますので、実施計画上はどうしてもそういう少ない数字になってしまうのですけれども、今のところ具体的に幾らぐらいかかるかというのは、もう少し詳細な設計をしてみないと何とも言えない。今でいうと、本当に大まかな数字で、債務負担の計画で実施計画のほうは認められているという形になります。

金澤委員 ちょっと金額については、では改めて測量結果等を待ちたいと思うのですが、ちょっとイメージだけ教えていただきたいのですけれども、両側歩道というのは、ちょっとこれは要望するのは無理な話というのはよくわかっているのです。片側歩道になるのですが、細かいことはちょっと線引きは別にしても、あくまでもフィルコン坂からおりてくる、あれは西側に歩道がついていますよね。下る人から見ると右手についています。あくまでも歩道はその延長線上に歩道をつけるというイメージでよろしいのですか。

道路整備課長 金澤委員さんがおっしゃるように、西側に歩道がつくような形で、これから現況測量を行って、道路線形、計画線を入れて、決めていこうと考えております。

金澤委員 あと1つ、話、テーマかえるのですが、町なかの道路の維持補修というか、きれいにしてほしいとやっぱり市民いろいろな多くの方が思っていると思うのですけれども、平成24年度予算全体を見たときに、通常結構補修事業費というのは年の途中、9月、12月ぐらいで補正で、当初認められなくて、後から補正というのはいつも毎年のようにあるのですよね。平成24年度に関しては、前年度、この数年に比べて、大きくとらえて、この補修事業に対する予算というのはふえる傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、それとも現状維持なの

か、大きくとらえていかがでしょうか。ちょっと補正のこともあるので、わからない部分はあると思うのですけれども、どんな印象でしょうか。

道路整備課長 今言われたのは、毎年道路等緊急補修ということで予算とっているのですが、その予算についてということよろしいですか。平成24年度は、7,500万円ということで予算がついております。それで、ここ数年決算額、5年ぐらいなのですから、1億2,000万円前後ぐらいで推移しているのですけれども、平成24年度は当初7,500万円ということなので、1年間を通した形で考えれば、市民要望にこたえるのには当初予算ではちょっと難しいかなというような気がいたします。最終的にまた例年は9月に補正をとって、1年間の市民要望にこたえていくというような形になるのですけれども、7,500万円ですと、上半期分ですか、そのぐらいは対応できるかとは思っているのですけれども、1年間通して見ると、また補正というのが必要になってくるかなと考えております。

金澤委員 それはわかっているのですけれども、要するに補正も多少補正部分について財政、企画のほうとある程度下話はあると思うのですけれども、町なかの道路の維持補修については予算はふやしていける方向なのか、やっぱり厳しい財政状況の中、抑えられていく、方向性をお聞きしているのですけれども。

建設部長 基本的に市民生活に直結する道路でございますので、なるべく多くの予算を要求をしたいところではございますけれども、全体的な予算の中を見ながら要求をしていくというような形が今までの状況でございます。この状況については、恐らくここ数年先も同じような状況で推移をしていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、都市計画課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

都市計画課長 それでは、都市計画課所管の主なものについて説明をいたします。

最初に、歳入から説明いたします。平成24年度一般会計予算説明書の22ページから23ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金4,527万7,000円のうち2,695万円は、安川新道線整備事業の用地取得に関する交付金です。

次に、歳出について説明いたします。116ページから117ページをお開きください。款8土木費、項3都市計画費、目2街路事業費、大事業、都市計画道路整備事業のうち、安川新道

線整備事業の7,447万6,000円は、上藤沢郵便局付近から藤沢中学校入り口交差点まで約280メートルの区間の用地取得などに関する費用です。

同じく中神狭山台線整備事業の9,356万円は、狭山台土地区画整理区域境から都市計画道路金子坂線までの約110メートルの区間について、先行取得した用地の土地開発公社への償還金が主なものです。

最後に、118ページから119ページをお開きください。同じく目5下水道費、大事業、下水道事業特別会計繰出金6億8,000万円は、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

石田委員 安川新道線の関係は、これで用地買収の割合としてはどのくらい進展するのですか。

都市計画課長 平成23年度末の見込みですけれども、取得率が約45パーセントになります。平成24年度予定面積を加えますと、取得率が約68パーセントになります。

石田委員 そうしますと、その後100パーセントいつ終わるのかと、その後工事というのはいつごろの予定なのですか。

都市計画課長 用地取得に関しましては、平成26年度までに完了する予定です。平成27年度、支障電柱の移設、地下埋設工事、平成28年度に街路築造工事を予定しております。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後 4時23分 休憩

午後 4時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 次回日程の報告

委員長 本日の会議はこれまでにとどめ、次回の日程について報告いたします。

今回は、明日6日午前9時30分から会議を開きます。

議事日程といたしましては、本日に引き続き、議案第23号の審査から行います。

△ 延会の報告 (午後 4時26分)

委員長 これで本日の会議を閉じて、延会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。